

令和5年3月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

4番 長尾和則

- (1) 村内事業者の働き手確保について
- (2) 働き手の居住場所確保について
- (3) チャオ周辺の活性化について

3番 中塚礼次郎

- (1) 降雪時の村内歩道の除雪対策について
- (2) 妊産婦にやさしい駐車場の指定駐車場所設置について
- (3) 教育委員会としてのマネーセミナーへの取り組み・考えについて

6番 山崎啓造

- (1) 村としてカーボンニュートラルをどのように進めるか

2番 松村利宏

- (1) 持続可能な経済の構築（農産物の付加価値向上、チャオ周辺の活性化）について

1番 片桐邦俊

- (1) デマンドタクシー「チョイソコなかがわ」本格運行に向けて
- (2) 動力光熱費・諸資材費高騰に対する農業者支援の継続について

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長 会計管理者	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	宮崎朋実
建設環境課長	松澤広志	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆
書記 座光寺てるこ

令和5年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年3月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 長尾和則議員。

○4番 (長尾 和則) おはようございます。(一同「おはようございます」)

私は3回目の一般質問でありますけれども、初めての1番バッターでございます。今日から野球のWBCが始まりますけれども、野球においても1番バッターが塁に出ることが大切だということがよく言われます。(笑声) 今日あしたの質疑応答が活発になるように1番バッターとして頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは通告に従って質問を始めさせていただきます。

全部で3項目ございますが、いずれも議会が昨年12月に実施いたしました議会チョコット訪問の際に村民の方々から頂戴した御意見等を基に質問を組み立てておりますので、御承知おきをお願いいたします。

私は総務経済委員会に属しておりますので、今回の訪問先は中川村商工会員の方々でした。したがって、村の商工業並びに農業等の産業振興に関連する質問になります。

1項目めは農業関係の会社を運営されている商工会員の方から伺った御意見です。

内容は次のようなものです。農業には年間を通じて繁忙期とそうでないときの波がある。繁忙期には働き手の確保に大変苦労している。一方、働き手を年間雇用とすると繁忙期ではないときの仕事確保に苦慮する。いわば働き手の需要と供給がマッチしていない。この点を公的な支援で何とかしていただけないだろうか。こういった御意見でございます。

事業経営の基盤の1つは人材ですので、確かに農業のように年間を通じて見ると仕事量の変化がある事業を運営されている方々は、人材、言い換えれば働き手、労働者の確保に大変な御苦労がおありになると受け止めました。

一方、国では、地方人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を令和2年6月4日に施行しています。この法律によって、地域人口の急減に直面している地域において農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して国から財政的また制度的な支援

がされます。

特定地域づくり事業とは、マルチワーカー、すなわち季節ごとの労働需要に応じて複数の事業者の事業に従事される方々に係る労働者派遣事業等のことをいうそうです。

イメージを申し上げますと、例えば年間で考えた場合、1人の働き手の方が4月～10月は農業法人で働いて、11月12月は飲食店で働く、1月～3月はお酒を造る会社の派遣職員として働く、こういったイメージになります。1日単位で見ても、午前中は介護事業で働いて午後は小売業で働くといったことも可能のようです。事業協同組合の創意工夫によって村内の様々な事業者の下で働くことができるわけです。

そこで、質問の1点目です。

さきに述べました村の農業事業経営者の方の声である働き手の需用と供給がマッチしていないという声にこの法律は応えることができるものだと考えます。

役場産業振興課にお聞きしたところ、村でもこの法律について研究をされているとのことでした。先月には長野県内で既にこの法律に基づく事業組合を立ち上げた小谷村と生坂村を視察されたとも伺っております。

その視察の御感想を含めて、この法律に基づく村内事業者の働き手確保について現段階でどのような検討をされているのかお尋ねをいたします。

○村長 おはようございます。

改めてお答えをさせていただきますけれども、まず、制度的なものは必要ならまあということでありませぬけれども、ちょっと行ってきた概略だけ申し上げます。

感想と申しますか、2つなんですけど、小谷村につきましては冬場のスキー産業への労働力が不足していると、一方、生坂村は特産品としてブドウ栽培を挙げております。昔は山清路巨峰とか、今は巨峰が廃れたわけではありませんが、今はいろんな種類を作っております、ブランド名をイクサカラット——「生坂」とダイヤモンドの宝石類の大きさをいうんですか、質量を表す「カラット」という単位をうまく組み合わせるとイクサカラットという特産品を作っていると、ブドウ農家での労働力が不足しているという現状があります。

まず小谷村なんですけれども、もともと冬場のスキー産業での労働力は、地域外、村外からの雇用者が主体となっていたようでありませぬ。現在は外国人の方が主になっている、そういうお話でありませぬ。

それで、季節を分けると、冬場のウインター期、それからそれ以外の夏場、グリーン期というふうにいいたしませぬ、まずグリーン期と呼ばれる期間では建設業、観光業のガイド、農林業が仕事としてあると、それで、ウインター期ではスキー場の関係、除雪の2つの仕事、ここに労働力が不足しているというお話でありませぬ。

ただ、観光業と建設業では労働・労務単価に非常に差があるということで、観光業では労働単価が低く、応募者が少ないという現状も言われておりました。

この制度を導入したことで年間の雇用の場の確保と社会保障ができるということで、フリーターなどの雇用不安定な人材が雇用者として確保できる、就業相談の対応もで

き、移住につながった例もあるというお話であります。

一方、生坂村では、先ほど言いましたとおり特産のブドウ農家の農繁期の人手不足から特定地域づくり事業協同組合制度導入の検討に入ったようであります。実際には、農業が主とした就職先でありますので、農閑期の仕事を確保するのが大変だと、行った感想はそういうふうな、概略を捉えるとこんな言い方でした。

今回の視察では、議長をはじめ、両委員長にも参加をいただいたところであります。

それで、参加者、それから関係者、担当係も含めて1月25日に組合設立に関する制度学習会を行って、事前に学習を行っておいて、そこで長野県中小企業団体中央会の説明を中川村役場でお聞きしたと、それを基にして視察に行ってきた経過がございます。そのために、視察先では、具体的な質疑、あらかじめ疑問に思っていること等を出しておいて、これにお答えいただきましたので、非常に視察が深まったかなあというふうに思っております。

まず私の感想を申し上げます。

まず視察しての感想でありますけれども、この法律が実は議員立法でできているということでありました。10年間の期限付きの議員立法です。

これについては、小谷村の担当者の方は恐らくこのまま行けばこれがまた延長になるのではないかというようなお話もされておりました。

議員立法であるということと、過疎地域に限るということであります。

それと、もう一つの要件は人口が急減していること、非常に減りが早いということでもあります。

派遣事業の目的が都市部からの移住・定住の促進、雇用の確保、将来の過疎地域の活性化にあるということが改めて分かったわけでありました。

派遣事業といいますと労働局の管轄になりますので、お話を聞いておりましたらもうそう思いましたが、非常に細かい管理、これが必要であります。先ほど議員が言われたとおり、働き方を幾つか、マルチというか、区分をして分けるということでありましたけれども、当然それを証明したりする必要がありますから、かなり細かいチェックが入っております。

それから、小谷村、生坂村は、組合職員の定住先——組合職員って今申し上げましたのは、組合ができます。そこで雇用しますから、この人たちのことを組合職員と私が仮に呼ぶわけでありまして、小谷村、生坂村は組合職員の村への定住化を最終的には狙っているようであります。現在は3人程度の組合職員で構成されておりますけれども、両村ともこの制度に手応えを感じておまして、組合職員のさらなる雇用拡大を考えているということが分かったということです。

それから、現在、村内の事業者の働き手の確保はどのような検討段階にあるのかというお尋ねでございますけれども、実は視察の際に、中川村商工会長、それからくらしごとの玉木事務局長にも御参加をいただいたわけでありました。制度に関心のある事業者、果樹栽培の個々の農家、農事組合法人みなかたなどに事業協同組合の説明をしつつ、行ってきました取組中の2村の事例を説明していく会を、感想を含めてという

か、これから4月以降にやはり設けていきたいということを考えております。現在の検討している段階はこういうところでございます。

○4 番 (長尾 和則) 現段階での検討状況はよく分かりました。

恐らく村長も御覧になっておられるかと思えますけれども、長野県の特定地域づくり事業協同組合制度の認定基準、こういうものがもうできておりますけれども、これを読ませていただきますと、この制度を活用するためには、4者以上の組合員となる事業者の確保、4つ以上なきや駄目だと、それから派遣職員——今、村長さんは組合職員という呼び方をされましたが——派遣職員、組合職員の確保がある、3点目は事務局体制の検討、これは非常に重要になってくるかと思うんですけれども、幾つものハードルがあるかと思えます。それらに対応できる見通しがあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○村 長 今申し上げたとおり、研究を始めたばかりではあります。

実際に組合員となって派遣労働者を希望する事業者——事業者が組合員になるわけですから、これが4人以上ということですね。事業者、それから働き口として職員を希望する人、それと事務局等、具体的な人数、職種等は、現在はまだ把握をしておりません。

けれども、農業部門ですとか商工業部門の双方で人材不足は続いているということは理解をしておるつもりでございます。

研修先の話の中でも、やっぱり要となるのは事務局であるというようなことを聞いてまいりました。

引き続きこれは研究を続けていきまして、早急に制度設計等を行っていきたいというふうに思っております。

しかしながら、最初に申し上げたとおり、希望する人は恐らくいますから、こういう皆さんを含めて、まずどういうことだったかっていうことをお話ししていくということ、これを4月以降にしたいということでもありますけれども。

それで、議員がおっしゃいました長野県が基準として定めている要件、4者以上の組合員、これとなる事業者の確保は、例えば、例えばですよ、農家4軒でもいいわけでありまして。農家一軒一軒がA農家B農家C農家で、D農家まで入れればこれは4農家ってということになりますから、同じ職種でも事業者が別になればそれでも可能であります。そういうことを考えますと、可能性を結構感じます。

それから、週20時間以上の労働実態があればいいということでもありますので、パート的な働き方も可能かなというふうに考えております。

組合員には製造業の方も参加は当然可能だというふうに思いますが、一旦ラインに入った場合——ラインっていいですか、過程に入った場合に、フルでやっぱり雇用して、経験もつていうふうなことをどういうふうに捉えるかという問題もありますので、これは製造業の関係の皆さんがどういう働き方の方を求めるかっていうことにもなってくるかと思えますけれども、ですから製造業の方も現実に参加は可能だというふうに思えます。

特定の組合員での労働が全体の8割を超えなければいいということでもありますので、そういう働き方が、マルチワーカーの仕組みはそういうことから成り立っているということでもあります。

一方、ちょっと懸念するところもあるわけでありまして、もうちょっと突っ込んで考えなきゃいけないと思うのは、私は先ほどパート労働も可だというふうに言ったわけでありましてけれども、例えばパート労働も可とする女性——女性っていう言い方に限定するわけではありませんが——例えば配偶者、旦那さんの扶養になっている場合の方が結構多いわけですし、そういう女性の方は、扶養の範囲内の収入——130万円未満の働き方の範囲の中で仕事を求めているという人も多いと聞いておりますので、そういうところはちょっとどうなのかなということを今は懸念をするところでもあります。

それから事務局体制についての検討でありますけれども、小谷村っていうのは、株式会社道の駅——道の駅でお話を聞いたわけでありまして、国道沿いの道の駅の支配人さん——この方はちょっと急な用事で説明やら全部お話が聞けなかったんですけども、この道の駅の支配人の方が協同組合の立ち上げから村とともに各地区及び事業所に説明に歩き、そういう中で組合員を組織し、3人の派遣職員の勤務まで——先ほど言いましたとおり誰がどういう時間帯にどこの組合員のところに行って何時間働いたっていう、このことが非常に厳しいわけですので、この勤務まで管理をしていると、無報酬でやっているようでもあります。

一方、生坂村は、公益財団法人農業公社の職務として事務局を担っています。公益財団法人農業公社の職員は全部で7人おりますので、事務局をそこが担っているということで、現在3人の組合職員——派遣職員ですね、現在3人いますけれども、これを6人まで拡大する目標を具体的に立てている。当然、派遣先、要するに組合員、派遣先である事業者の集まりがあって何人欲しいとかこういう働き手が欲しいということで成り立ちますので、6人まで具体的に拡大するという目標を立てております。公益財団法人農業公社の職務として派遣管理を行っております。

組合員は農業公社、ブドウ農家で、7月からは建設会社2社、食品加工業者1社が加わる予定だというふうにお聞きしました。

村職員、あるいは地域おこし協力隊員の隊員を募集することで事務局はもしかしたら担えるんじゃないかなというふうに——村がやったときですよ。というふうな想像を今はしております。

ただ、規模、どうも両村とも、最初はやはり2人とか、そういうところから出発しておりますので、当然参加してくる組合員数にもよりますので、事業所の数にもよりますし、それと派遣される労働者といいますか組合職員の数にも当然よりますけれども、最初は小さいものから始まっていっておるなというふうなことも感じております。

○4 番 (長尾 和則) やはり事務局をどうするかというのは非常に重要な点で、今、村長がおっしゃいましたけれども、地域おこし協力隊の卒業生、これは非常に有効的な方法かと私は考えます。

そこに3点目の質問を挙げましたけれども、ほぼ今の2つの質問で村長がお答えになっていただいておりますので、あえてくどくは申しませんが、やはり移住されてくる方は、村内の働き場所っていうのは非常に関心が深い、そうしたときに村内の働き場所の確保っていうのはほっておいてできる問題じゃないわけですよね。

働き場所の確保っていうと、よく企業誘致、これがよく言われますけれども、これも当然取り組んでいかなければいけない課題だと思います。ただ、企業の意向とか産業構成がだんだん変わってきておりますので、どうしても受動的な要素が大きくなってきてしまう。そういった面では、こういった制度を利用すれば村側が主体的に働き場所を確保できると、このように考えます。新年度以降に検討を始められるということですので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

3点目の質問は省かせていただきます。

それでは2項目めの質問に移ります。

これも農業関係に従事されている商工会員の方から伺った御意見です。

先ほど述べましたとおり、農業には年間を通じて働き手の必要数に変動がありますので、短期的な就農者を雇う必要があるわけです。その雇用した就農者の方々に宿泊していただく施設、居住していただく施設の確保に大変御苦労されている、こういうお話でございます。

先ほどの特定地域づくり事業の推進に関する法律を活用して年間を通じて働いていく方を確保できたとしても、その方々の居住場所を確保する必要性がおのずと出てくるわけでもあります。

その対応策の1つとして、村内にある空き家を村もしくは事業者で改修して、そこをシェアハウスとして就農者の方々に宿泊いただく方法が考えられます。

しかし、どうしても一軒家を改修しても宿泊できる人数に限りがありますので、限定的な対応になるかと思えます。

そこで、将来的な対策になりますけれども、現在ある牧ヶ原村営住宅を活用して就農者の方々に居住していただく案を提案させていただきます。

現在、牧ヶ原村営住宅は54戸あるわけですが、そのうち入居されている方全ての家族の方が70歳以上である世帯は16戸になります。約3割が高齢者の世帯となります。

私は牧ヶ原地区なんですが、私が牧ヶ原地区に入った30年前は、村営住宅に入居されている多くの方が子育てをされている世帯でした。それから今日に至る間、若者定住住宅をはじめとする新しい村営住宅が村内各地に建設されたため、子育てをされる方は、多くの方がそちらへ入居されたわけです。牧ヶ原の村営住宅は高齢者の方々が多く入居する流れになってまいりました。このこと自体は自然な流れだと思います。今後も先ほど述べました牧ヶ原村営住宅の高齢化は高まるものと思えます。

しかし、牧ヶ原村営住宅は、お入りになった方は御存じかもしれませんが、全戸がメゾネット方式で、いわゆる1つの住宅の内部に内階段があって、1階と2階で一戸が構成されております。したがって、入居者の方は居住空間内で頻りに階段を上り下りしなくてはならないようでもあります。入居されている高齢者の方にお話を伺

うと、やはり階段の上り下りは大変つらいというふうにおっしゃっておられます。また、どうも階段手すりがないようですので事故の危険性も高いと思われま

す。また、一方で、牧ヶ原村営住宅は大変全体的に老朽化してきております。具体的に申し上げますと、1号～30号の30戸が築後47年、31号～49号の19戸が築後44年、50号～54号の5戸が築後32年と、全体的に老朽化をしてきております。

村長も本年の仕事始めの御挨拶の中で、老朽化が進む公営住宅等について計画を立て直す時期にある、こうおっしゃっておられます。

また、昨年9月の議会に3番議員が一般質問において高齢者が安心して生活できる共生型村営住宅の取組を御提案されましたけれども、私も全くもって同感でございます。

これらのことを併せ考えた上で私から提案をさせていただきます。

老朽化が著しい牧ヶ原村営住宅の移転新築を近い将来において計画して、その一部を高齢者の方々が住みやすいバリアフリーの構造とした上で、全体として当該の村営住宅は比較的ローコストで入居できる住宅として位置づけて建設をする。あわせて、残った現在の牧ヶ原村営住宅の一部、具体的には牧ヶ原北団地の一部、北側のほう、まだこれは将来的に十分居住が可能と思われま

すので、そこを先ほど述べました村外から見える働き手の方々の居住場所とする案でございます。様々な問題や課題は予想できますけれども、将来の中川村を考えたときに、大方向、言い換えれば大局的な戦略として検討に値すると私は考えま

○村長 牧ヶ原の住宅につきましては公営住宅法でいうところの住宅でございます。一定以上の所得のある方は入居できないわけでありま

す。それで、組合社員——特定地域づくり事業協同組合の職員である組合社員となる方の所得を想像いたしますと、恐らく入居要件には合致するだろうと思われま

すが、現在の牧ヶ原北住宅については全戸入居をいただいている状態でございます。空きが出れば組合社員用に確保するということは考えられるわけでありま

すけれども、ちょっと、果たして思うように空きが出るかどうか、非常に、空くと近隣から結構応募というか、すぐに入りたいというお声がかかなりある状態でありま

すが、これは私の考え方でありま

す。ですが、トータルで考えますと、将来的には——近い将来です。やっぱり高齢者の方の住まうところも考える必要がありますし、牧ヶ原の住宅全体が老朽化している問題、それから現実に働き手が来たとしても住むところが確保できません。

村の中には、御存じのとおり、民間のアパートですとか、そういったものがほとんどない状態でありま

○4番 (長尾 和則) 今、村長が後半にお答えいただいたことは私の思う方向と一緒にございますので、ぜひよろしくお願

いしたいと思ひますが、前半におっしゃられた北が空いたら入れる、これは、なかなか現実的には、やはり今の入居状況を見ておると厳しいんだらうなあと私も思ひま

す。したがって、後半におっしゃったように、トータルで考えて、極端な話、牧ヶ原団地全てをどこかへ移転新築して、その後、就農者の方の宿舎として使う、こ

ういった順番というのもありかと思ひま

すので、それも踏まえて、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思ひま

す。それでは3つ目の質問に移らせていただきます。3項目めの質問になりますが、商業関係に従事されている商工会員の方から伺った御意見です。チャオ並びにその周辺は中川村商業の中心となっておりまして、そこで行われる各種のイベントにも村内外の多くの方がお見えになります。例えば村内の方々がチャオの建物内で定期的に行われるつばめマーケットは、このイベントのコンセプトに共鳴したリピーターの方々が遠いところは箕輪のほうから見るとおっしゃって

おりましたけれども、開催の都度お見えになるとお聞きしております。大変素晴らしいことだと思ひま

す。村が中心となってチャオ建物内に設置したシェアキッチン

の試みも地元の商業振興のために大変有意義であると商工会員の方はおっしゃって

おりました。しかし、シェアキッチンを開始して間もなくコロナ禍が始まってしまっ

○産業振興課長

て大変残念だということも話しておられました。新型コロナの感染法上の位置づけが本年5月8日から5類に引下げとなります。これからはウィズコロナの時代となっ

コロナ禍の中におきましては、県の警戒レベル3以上の場合は制限を設けてまいりました。

現在は御質問のとおり通常の利用となっていており、週末を中心に利用が進んでいるというような状況であります。

具体的には、直近につきましては県外から移住をされました方がお試的に利用をされまして、週を通じた利用が進んでいるというふうに感じております。新型コロナが5類に引下げ以降はさらに活用が進むのではないかとこのころにこちらとしても期待をしている状況であります。

現在の利用予約の方法につきましては、チャオ共同店舗、協同組合のほうと協議を行っているという段階であります。

現在の窓口となっております交流センター経由の予約ではなく、共同店舗と一体となった利用予約への変更によりまして利用者の利便性の向上や手続の簡素化、共同店舗との相乗効果による誘客が図られるということを目指しまして、新年度、この4月より共同店舗のほうに組み込んだ管理ということで実施していくという予定であります。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

シェアキッチンの場所はちょうど共同店舗の入り口の広いところですよ。コロナ中はがらんとして、大変——お店はにぎわっておるんですけどもチャオ全体で見るとあそこの寂しさが際立っていたような感じがします。

今、課長のお話を聞くと、今後は活用されていくようです。あそこがにぎわうとチャオ全体に非常に活気が出てくると思いますので、ぜひ多くの方に活用いただきたいと願っております。

質問の2番目に移ります。

チャオは国道153号線と天竜川の間にあるわけです。その利便性のよさ、周辺環境の美しさは、中川村ならではのものだと考えます。このような好条件に立地している商業施設は、伊那谷ではここだけです。その好条件をもっと生かす仕掛けを商業者の方々と連携しながら実施していくべきだと考えます。

例えば、先ほどのシェアキッチンで購入した飲食物を今日のような天気の良い日は天竜河畔で取っていただく等々の様々な仕掛けが考えられます。私はその仕掛けを勝手にピクニックカフェと名づけておりますけれども、ぜひ実施していただけたらと思います。

そういったことはキッチン利用者や商業者の皆様が考えることと行政側で割り切らずに、チャオ構内には村の交流センターもあるわけですから、官民が一体となってさらにチャオ周辺のにぎわいが増すように努めるべきだと考えますが、村のお考えをお尋ねいたします。

○産業振興課長 ただいまの質問でありますけれども、おっしゃるとおり、チャオの好立地を生かしましたにぎわいの向上につきましては、村の将来にわたっての持続性、こちらにも関与してくるということで大変重要視をしております。

チャオ周辺につきましては、いろいろな村の施設等もございますし、先ほどの共同店舗であるとか、いろいろな事業者さんも多くいらっしゃいますので、そういった方たちとの意見交換を行いながら、村としても早い段階でこういったチャオ周辺のにぎわいを取り戻せるようなことを行っていきたいというふうに思っております。

その際には、商業者の皆さんだけではなくて、村民の皆さんの意見も取り入れながら、チャオ周辺のにぎわいの状況、こういったものを復活させるように頑張りたいというふうに現在のところは考えている状況であります。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

チャオ周辺の活性化についてはこの後2番議員からも質問があるかと思っておりますけれども、チャオの周辺は、今や、もう中川村の中では村内外から人が集まるにぎわいの中心地と言っていい場所だと思います。官民一体となってこの場所を大切にしていきたいですし、盛り上げていきたいと考えておりますので、行政としても積極的に関わっていただくことを要望したいと思います。

私の最後の質問になりますが、議会チョコッと訪問でお尋ねし懇談させていただいた商工会員の方々は、どなたもコロナ禍に際しての事業者に対する村の支援に対して大変感謝されておりました。中川村は対応が迅速であったと高く評価をされておりました。敬意を表したいと思います。

しかし、支援を申請する際の書類の多さに閉口するともおっしゃってございました。他の行政では商工会員であれば一部の書類を簡略化する等の対応をされた旨、お聞きしております。

今後、中川村で商工会員の皆様に対して各種の支援を実施する場合にはそのような利便性を検討いただきたいと思いますが、村のお考えをお尋ねいたします。

○産業振興課長 コロナ禍の中での支援につきましては国の地方創生交付金などを活用しておりますため、ある程度の書類作成には御理解をいただきたいというふうに考えます。

簡素化の面におきましては、村のホームページを活用した様式のダウンロードや案内の掲載、メールによる提出など、事務的な簡素化を図りながら実施してまいりました。

しかし、補助金の種類によって省略できない、そういった書類もございますので、そういったところについては御理解いただければと思います。

申請書の作成に際しましては、作成の事務作業について抵抗がある事業者さんもいらっしゃいます。不安な部分につきましては一緒に確認しながら作成するなど、書類の作成支援を行えばというふうに考えております。

今後も事業実施の際には利便性の向上を念頭に置きながら周知を図りたいというふうに考えておりますことと、商工会のほうとは申請に際しましても連携を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお尋ねいたします。

○4 番 (長尾 和則) 確かに、法律で定められた書類ということになりますので、難しい点はよく分かります。その範疇の中で他の行政ではできることをやっておられるようですので、参考にしていただいて、ぜひ事業者の方が少しでも簡単に申請できるよう

に、今、村のほうで一緒になって作成するというふうにもおっしゃっていただきましたけれども、ぜひそんなフォローもお願いしつつ、併せて支援のPR、後ほども出るかもしれませんが、これがどうも行き渡っていないということも度々お聞きしますので、そんな点もお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に、3番 中塚礼次郎議員。

○3番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました3問について質問をいたします。

1つ目の質問になります。「降雪時の村内歩道の除雪対策について」であります。

先月――2月10日は早朝からこの冬一番の雪降りとなりました。

伊那谷は雪の少な地域ですが、厳寒期を越そうとする頃の南岸低気圧と強い寒気団の襲来の影響により、過去にも大雪による多くの障害を経験してきたところであります。

今回の雪は15cmから20cmを越えそうな降雪となり、除雪を委託された建設業者の皆さんは委託路線の除雪対応に大変な苦労をされ、委託された歩道の除雪に手が回らない状況となってしまったとのことをお聞きいたしました。

夕方下校時には除雪できない歩道もありましたが、幸い夕方には雨降りとなり、また翌日が土曜日、そして日曜日ということもあり、登校や帰宅時利用による歩道の大きな支障は避けられました。

年に何回も降るわけではありませんが、家の周りや集落内の道の雪かきも大変な仕事となり、県管理の国道の歩道、業者委託以外の歩道の除雪は、今回は平日での大雪であったため、若い人たちは勤めで、残された高齢者や婦人の方には大変な負担でした。今まで何とか頑張ってきた生活圏を守る雪かきも大きな負担となってきています。

そこで質問いたします。

建設業者に委託している除雪歩道路線は、片桐・南向地区、それぞれ何路線があるのかお聞きしたいと思います。通告の中では触れていませんが、当然把握されておられると思いますので、お願いいたします。

○建設環境課長 お答えします。

路線の数については、ちょっと今即答は、申し訳ありませんが、通学に関わる部分を一応全て網羅するような形であります。バス路線などを含めて、総代、それから土木部長、ほぼ周知という状況になっておるかと思っております。

○3番 (中塚礼次郎) 業者委託でない歩道の雪かきがこの質問では問題だということでやっておりますので、この場でなくてもいいですが、後にちょっと伝えていただければというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

現在、各地域の除雪は、業者委託以外の道路は各集落の組の土木の係が任に当たっておるかというふうに思いますが、委託以外の歩道の除雪作業による地域住民の負担軽減のための対策として歩道確保のための除雪機を貸与することによる関係地域へ

の除雪対策の依頼が必要だというふうに考えます。行政によっては、これらの対応も取っている自治体もあります。

村の対応、考えをお聞きいたします。

○建設環境課長 お答えします。

先ほどは、ちょっと申し訳ありません。歩道については5路線を予定しております。

2月10日につきましては、中央道の通行止め等、国道の除雪対応に伴う村内区間での通行止め、村道でのスリップ事故などで大きな支障が出ております。あらかじめ村内の建設業者さんと除雪の対応については打合せをしておりましたが、御指摘のとおり、業者による除雪は車道優先となることや人手不足により、歩道除雪が後回しになってしまうのが現状でありました。

来シーズン以降の幹線道路、特に通学道路の歩道の除雪対応については、改めて建設業者さんの実情を踏まえて御相談をして検討していきたいと考えております。

○3番 (中塚礼次郎) 今回の雪は上雪ということで1回だったということですが、1回の雪でも委託された道路が優先のために建設業者が対応できなんだという現実があるわけですか。

私の提案しておるのは除雪機を貸与して地域の方たちに歩道の雪かきをやってもらったらどうかという提案です。人によれば、そういうことができれば私が出てかいてもいいよという人もおるといふふうに思います。

雪かきは、手でかくって高齢者や婦人にとってはさっきも言いましたように非常に負担の大きいことですので、何とかそういうふうな形ができれば建設業の人たちの人手不足のことも解消できるんじゃないかということで、地域の力を借りて、子どもたちの通学やそういった方たち、歩道を歩く方たちに支障のないような環境づくりということで、ぜひやっていただきたいという質問でありますので、お答えをお願いいたします。

○建設環境課長 大変失礼しました。先ほどは、ちょっと路線のことで頭がいっぱいになってしまひまして、申し訳ありません。

御提案の内容につきましてお答えをさせていただきます。

業者対応の部分については、先ほど申し上げたようになかなか難しいということでもあります。

一方、業者委託で対応できない場所につきましては地区での対応をお願いせざるを得ない状態と認識しております。

御提案の除雪機の地区への貸与による歩道除雪については可能であるとは思われますが、除雪につきましてはほぼ同時時間帯に行われることから複数台が必要になること、それから機械の共同利用はやはり故障が多く発生しやすくなるなどの問題点もあろうかと思っております。

そこで、現在、村では早く出し協働事業の補助金の中で除雪機器の購入補助制度を設けてございます。地区によっては既にその補助金により保有している地区もございます。各地区で保有していただければ、歩道以外の除雪にも利用できるなど、効率よ

く使用できるかと思えます。

ずく出し協働事業による補助制度については、総代会、土木林務部長会等で説明をしております。除雪機なら10分の8以内、上限20万円を補助できますので、地区として活用できるのであれば申請をいただければと考えております。

例を挙げますと、今年度、ある地区では、高齢化で除雪もできない、大変だということでありまして、除雪機を購入されました。この制度で購入して、早速今回の積雪については日中の降り始めから除雪隊のような形で出動して活躍をしている実態がございました。

こんな例を参考にさせていただきながら、降雪時はどこでも除雪機を使いたくなりますので、できれば各地区で御相談していただいて配備し、降り始めからの除雪対応を組んでいただくのが今の村での合理的な方法と考えますので、御提案の内容にほぼ沿う形になると思えますので、そのような形で申請していただければと思えます。

以上です。

○3 番 (中塚礼次郎) 業者に委託した道路以外の除雪ですけれども、私の地区の場合はガードレールで作った雪かきを4台くらいの四駆の軽トラで引いて飛んであいくというふうなことで、除雪機より早いというふうなことがあるんで、歩道がない地区ですと問題はないんですけど、地域で歩道を抱えておところは歩道の雪かきが問題で、幹線道路は業者が委託されておっかけていただくということで、問題は、私が言っておるのは歩道の雪かきなんですよ。

歩道の雪かきっていうのは除雪機の幅だけあれば登校や帰宅時の利用には支障がないように雪かきができるということで、そういう意味で提案したんですが、今の村の条件の中で何とかやってもらいたいという回答ということですが、できれば、そういうことができるといふふうに思えます。再度検討いただくということをお願いしたいというふうに思えます。

それでは次の質問に移りたいと思えます。

「妊産婦にやさしい駐車場の指定駐車場所設置について」質問をしたいというふうに思えます。

中川村は、2023年度、子育て家庭を全力で応援を合い言葉に、より切れ目のない体制を整える各種関連事業を予算案に盛り込み、妊婦期やゼロ歳から18歳までの子育てで応援施策の拡充に取り組むことを重視したものとなっております。

先月——2月24日のテレビの報道では、スーパーの優先駐車場に車を止めたら高齢者に詰め寄られ、自分が妊婦であることなど理由を説明したが、妊婦が利用すると言われて、つえで何度もたたかれましたと、長野県内に住む妊婦の方からNHKに寄せられたものです。

長野県には、こうした駐車場をより優先的に使うことができるよう利用証明を交付する制度があるわけでありまして。駐車場の1つですが、よく見る車椅子マークのついた青色駐車場です。バリアフリー法で施設の広さに応じて設置が義務づけられているものです。もう一つは緑色で妊婦や高齢者などが描かれているもので、スーパーや公

共施設などの敷地内に設置しているものが多く、車椅子利用者の駐車場と同じように出入口に近いところにあります。妊産婦や高齢者、小さい子どもを連れた人など、配慮が必要な人たちが対象となっています。

この駐車場は村内では役場、文化センターの駐車場に設置されていますが、確認したところ、妊産婦の方が多く利用する小学校、保育園、公共施設の入るチャオ駐車場には設置されておられません。

そこで質問ですが、妊産婦の方や子育て中のお母さんが安心して利用できる優先駐車場の設置が必要だというふうに考えますが、設置については法や施設条件などに制約があるのでしょうか、あればどんな制約なのかをお聞きしたいというふうに思えます。

○村 長 まず1点目の優先駐車場の設置が必要と考えるということですが、議員が導入の部分で説明をいただいた制度について、もう一遍、改めて触れさせていただきます。

これは長野県が実施をしております信州パーキング・パーミット制度ということのようでありまして。この制度は、バリアフリー法により障害者用の駐車施設の整備が進む中で、障害のない方が駐車するなどにより本当に必要とする方が駐車できないという問題が発生していたことから、平成28年度から導入されたようでありまして。

障害者や高齢者など移動に配慮を要する方々からの申請に基づき県内共通の利用者証を交付し、障害者等用の駐車場を利用できる方を明確にするということで、必要とする方が駐車場を利用しやすくなるということを目指しておると、議員がおっしゃられたことの繰り返しになりますが、こういうことのように思えます。

利用者証につきましては、車椅子を使用されている方用の青色の利用者証、車を使用されない方用の緑色の利用者証の2種類があるということで、妊産婦につきましては緑色の利用証の交付の対象者になるようでありまして。

障害者等優先駐車区画を設置する目安としましては、施設内駐車区画数が25未満の場合はどちらか1つ以上、それから25~100区画の場合はどちらも1つ以上設置するというようになっておるようでありまして、車椅子利用者用の駐車区画につきましては3.5m以上の幅が必要だといふふうになっているようでありまして。

現在、村では役場、文化センター、望岳荘に優先区画を設置しております。

これの設置についての法ですとか施設条件などの制約を今申し上げたわけでありまして。

それで、妊産婦の方や子育て中のお母さんが安心して利用できるのが必要じゃないかということでもありますけれども、これについてには確かに必要だといふふうに思っておりますけれども、今ある制約の中で今の村の妊産婦の方がよく行かれる場所を具体的に想定してどうであるかということをお考えなければいけません。これについてはまた次に御質問があるかと思えますが、今はそういうふうに考えております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから細かい指定の駐車場についての説明がありました。

法的に駐車場の数等の制約というか設置の義務は決められておるわけですが、私が言いましたように、例えば保育園あたりも夕方に子どもを迎えに行ったりとか保育園の行事があったりのようなときにそういった指定の場所がないというふうなところ、チャオもそうですし、望岳荘へはちょっと行ってみなんだんですが、あそこには2種類の指定の駐車場があるということを今村長が言っていました、ない場所についてはぜひ設置をしていただきたいというのが私の質問の趣旨でありますので、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の3問目の質問に入りたいというふうに思います。(村長挙手)

○議長

村長。

○村

長 すみません。答えなくてもよろしいのでしょうか。(中塚議員「いやいや」と呼ぶ)一応発言させていただきます。

改めて保育園の現状をちょっと申し上げたいと思いますけれども、保護者の方の中に妊産婦の方が常に数名いらっしゃる、当然のことだと思います。こういう皆さんについて優先区画を設置するというより、保育園に近い場所に駐車場を設置することが大切だろうというふうに思います。

確かに年に1回の運動会ですとか、こういった行事のときは、やはり家族がそろって、集まって来ますから、優先はここってやっておけば確かによろしいんでしょうけど、3つくらいは要るのではないかなという心配もあります。まずは、そういう現状があるということです。

みなかた保育園につきましては、駐車場をもっと、あそこは駐車場自体が少ないものですから、これを増やしてほしいという保護者からの要望がありましたので、これは予算特別委員会で議論いただくわけでありまして、来年度、駐車場の造成を検討しております。

それから片桐保育園であります、片桐保育園につきましては、東隣の片桐区民会館の駐車場が隣接しておりますし、ここはかなり広いものですから、これを使うことができますし、西隣については西小学校の駐車場兼用のスペースがありますので、駐車に非常に苦労している、妊婦さんが、あるいは小さい子どもの手を引きつという状態があるかどうかはちょっと私も行っておりませんのであれですけども、駐車場に実際に苦労するというケースは見られておりません。したがって、特に片桐保育園については、何かの行事のときもそうなんだろうけど、特に困っていないんじゃないかというふうに考えております。

それから、もう一つ、チャオの共同店舗の駐車場についてでありますけれども、障害者用の駐車区画については店舗入り口の直近に1台分の障害者マークのみ表示した区画を用意しておりますが、信州パーキング・パーミット制度へ登録を行っていませんので、この区画は当該制度の区画ではないということになるわけでありまして。

それで、この制度への登録状況を見ると、近隣自治体ではショッピングセンターへの設置を行っているところもあると、近隣には大きなところがありますので、当然そういうふうになっているかと思えます。

ですから、設置につきましては施設管理者であります共同店舗総務委員会、ここが管理をしておりますので、ここへ働きかけていきたいというふうに思います。当然、妊婦の方ですとか高齢者の方、こういう方を優先して買物に来ていただく、あるいは、何ていいますか、あそこにあります、何だ、子育て支援施設、ここへ行くのには非常に便利がいいほうがいいということですから、このことも踏まえて働きかけを行っていきたいというふうに思っております。

それから、申請に当たりましては、共同店舗の総務委員会から県へ届出をし、区画の整理を行うことで利用可能というふうになりますけれども、区画の整理を行う、あるいは表示を行うっていうことになると、それなりのお金ですとか、また大きさ、これも区画のやつの直しとか、いろいろ発生するでしょうから、ここら辺については私どもの一存ではいかなないけれども、当然、村としても、村民の方、あるいは買物の利用者、施設利用者の利便性を考えるならば、やはり応分の負担も当然だろうというふうに思っております。

以上です。

○3番

(中塚礼次郎) 今、村長のほうから詳しく今後の対応についてお話がありました。

そういった指定の駐車場にするにしても県の認証のものが要ったりするというふうな難しいことがあるわけですけど、子育てに優しい村というふうなことで考えれば、保育園の駐車場やそういうところも、そういった指定場所がなくても、今話がありましたように駐車場を広く取るというふうなことで対応するという考えであります。そういった意味でも、子育てに優しい村としてはとにかく細かい気づかいが必要だということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に3つ目の質問に移りますが、「教育委員会としてのマネーセミナーへの取り組み・考えについて」であります。

2月下旬になりますが、小学校に孫を持つ方からこんなものが学校から届けられたと金融リテラシー向上委員会主催の「第2回マネーセミナー」開催案内のチラシを見せていただきました。その方は、金融投資はギャンブル性もあり、小学生の家庭に学校を通じて配布することは問題だと言っていました。

私の家にも中学の孫の持ち帰った同じチラシがあり、私は同様の思いを持ちました。チラシの内容から、このことは学習指導要領の改訂に対応したものと理解はいたしました。

主催者である金融リテラシー向上委員会とはどんな団体かですが、チラシの内容によると、2022年は若者層へ今後金融が重要となる改正が2つある、1つは学習指導要領の改訂、高校生の本格的な金融教育が始まったこと、2つ目には成人年齢が18歳に引き下げられ、そのことにより18歳から契約行為が可能となったことで金融がより身近になったが、金融教育を受けていない若者層から中年層への金融詐欺、投資詐欺などのトラブルが後を絶たない状況で、向上委員会は若者層から中年層が金融リテラシー——お金の知識、判断力を身につけて長期的な資産形成の知識を養い、賢い選択を行えるよう支援、活動していくことをミッションとしているというのが金融リテラ

シー向上委員会の内容でありました。

このセミナーの開催会場は3か所ありまして、伊那市、駒ヶ根、飯田市、それぞれの会場案内には上伊那の各市町村教育委員会名、飯田市会場案内には飯田市教育委員会名となっております。

そこで、この向上委員会と教育委員会との関係、関わりについてお聞きをしたいと思います。

○教育長 御質問のセミナーについてでございますけれども、この1月に講演依頼がありまして、提出された書類を審査いたしました。金融リテラシー向上委員会については任意の団体であるというふうに承知をしておりますが、提出いただいた書類を審査した結果、後援を承認したものでございます。

他市町村も教育委員会においては同様の審査をして後援を行っているものと考えております。

○3番 (中塚礼次郎) そういう経過があつて小学校、中学校の子どもを通じて家庭に配布されたというお答えでありました。

私は金融投資のことで岸田首相が若い層から中年層の金融投資を促し経済の活性化を図っていくことが必要であると発言していたことを思い出しました。

学習指導要領の改定により2022年から高等学校の新科目の公共で金融経済、家庭科では資産形成の観点にも触れた授業が本格的にスタートすることになり、中学校でも金融リテラシー教育が始まっており、これからはお金や投資に関する知識を本格的に学校で学ぶ時代がやってくるという、既に中学校では2021年から金融リテラシーを高める授業が盛り込まれているとこのことを初めて知りました。

中学でも学校での授業が行われておるのでしょうか、質問いたします。

○教育長 金融という言葉には、一種の先入観を抱かせる、そういう響きがあると思えますけれども、まず金融教育ということについてちょっと説明を最初にさせていただきます。

そもそも金融教育というものは、お金や金融の様々な働きを理解するということ、またそれを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨き、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養う教育であると、そういった定義がなされております。ですので、発達段階に応じて求められる将来に向けた生きる力を育む教育の1つであるというふうに承知をしております。

ですので、今、中学でという御質問もございましたけれど、こういった趣旨から、金融教育は今に始まった教育ではありません。これまでも小学校から高校までを通じて主に社会科や家庭科、道徳、総合的な学習の時間に指導をされてきておりますので、中学校でもこうした狙いに基づいて授業を行っているというふうに承知をしております。

○3番 (中塚礼次郎) 学校の授業の中では小学校から金融に関するそういったことを教育として取り入れてやってきておるということでもあります。

私の小さい頃はそういった教育を受けておらるので(笑声) ちょっとそんなことが

始まっておるのかなということ強く感じたのでこの質問をしておるわけでありませぬ。

それで、何点か質問したいんですが、授業の内容はどのように行われておるのかということ、授業には専門知識を持った先生が当たられておるのか、教科的には授業内容が増えることになるわけですが授業消化への支障はないのか、外部からどのような支援を受けているのか、今の例に挙げたようにチラシ等もあるわけですが、そのほかにはどんなような外部支援が教育の現場にされておるのか、受けておればその組織だとか団体、支援の内容について、今申し上げた点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○教育長 御質問の中で議員から2021年から金融リテラシーを高める授業が盛り込まれているという御指摘がございましたけれども、例えば高校の新教科である公共の御指摘ありましたけれども、少しこの説明をさせていただく中でこのことの意味をお話しさせていただきますと思います。

高校の新教科である公共、これは、成人年齢が18歳になるという時代の転換点にありまして、それまで現代社会という教科であったわけですがけれども、代わって公共という新教科が登場いたしました。これは、将来、法律、政治、経済、そういった分野の様々な課題に直面したときに自立した大人として考え判断する力をつけることが目的となっております。ですので、座学主体ではなく、アクティブラーニングというような手法も活用しまして、考えるということを重点に置いているところが特徴でございます。

ですので、この時期で金融教育っていうものが重視されているということは、議員も様々な金融に関わるトラブル等、将来的なところも御承知だと思いますけれども、子どもたちがこれから直面していく現代的なテーマ、そういうものを取り上げていく、そういう視点からこのタイミングでさらに重視をされているというふうに承知をしております。

それで、金融リテラシーというのは金融に関わる知識や判断力のことでありますので、一連の教育の中で考えますと特別に設定をして行うものではないというふうに理解しております。

中学におきましては各教科の担当教員が指導計画に位置づけられている学習内容に沿って授業を行いますけれども、先ほどの趣旨から、例えばお金に関わる現代的な変化、キャッシュレス化が進んでいるというような時代の流れもあるわけですがけれども、そうしたものなど、より現代的なテーマを題材にして子どもたち具体的にイメージをしながら学べるように工夫した授業に取り組むと、そういう時代になっております。

ですので、金融リテラシーそのものは特別なことではなくて、現行の授業への支障はないというふうに考えております。

ちなみに、中川中学校のほうでは県教育委員会を通して日本銀行金融広報委員会から金融教育研究校に指定を受けておまして、令和4年度・5年度に実践研究を行うということになっております。

本年度は、家庭科を担当していた元先生、教員が——この方はアドバイザーとして登録をされている方なんですけれども、本年度は家庭科の授業において、主に消費者教育の分野、いわゆる消費者トラブルのような内容になりますけれども、そうした分野について御指導をいただきながら子どもたちの学びを深めたと、そういう状況でございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから詳しい内容の説明がありました。

少子高齢化が進み、社会保障や年金の削減など、老後社会を次世代が支え切れなくなると言われて、安心して老後を送るには2,000万円の蓄えが必要と言われ、老後のために無駄遣いを控えてこつこつと貯蓄し、老後に少しでも安心して生活できるようにと目指している人たち、これが現実です。

しかし、政府は金融投資や株式・証券投資にと、そのために子どもから金融教育をというふうになっているのかというふうに思います。

今、教育長のほうから説明もありましたが、これらは大きなリスクが伴うことかというふうに思います。それを回避する力を学校教育でつけられるかどうかということ私は大変心配するわけですが、この点についての考えをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○教育長 先ほど御説明させていただきましたように、学校教育で行われている金融教育が直ちに金融投資や株式投資、証券、そういったものに対応する力を養えるかという難しいものはあると思いますけれども、先ほどお話ししましたように、子どもたちが現代的なテーマについて、つまり現実に足場を置いて学ぶと、そういうことを小学校から高校までの学びの中で積み上げていくということ、それが生きる力につながっていくというふうに思っておりますので、そういった教育の中でできるだけ対応できる力を養っていききたいというふうに御説明をさせていただきたいと思います。

○3 番 (中塚礼次郎) 学校での金融教育について何点かにわたって質問をいたしました、私も学習指導要領が改訂されたというふうなことで金融教育、金融リテラシーの授業が学校でもされておるということを学校から配られたチラシを見ることで初めて分かったということで、子どもが学校における父兄、親たちは承知をしておるかと思いますが、私も含めて多くの村民の方は、ちょっと、ああこんなことが進んでおるとかなということで、今、教育長の話の中で教育の内容については理解をいたしました。

非常にリスクの高い、言ってみればギャンブルというふうな感じに捉えられるようなことですので、大変大事なことだというふうに思いましてこの質問をさせていただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これの中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時50分とします。

[午前10時27分 休憩]

[午前10時50分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6 番 山崎啓造議員。

○6 番 (山崎 啓造) 国政におきましては第211回通常国会が1月23日に召集されました。岸田総理の施政方針演説では、防衛力強化や原発回帰に加え、従来とは次元の異なるという少子化対策が打ち出されました。いわゆる異次元の少子化対策とのことであります。

異次元といいますと、異次元の金融緩和策も行われてきました。総理は異次元が好きなのでございます。(笑声)

2022年の出生数は初めて80万人を割り込むという発表がありました。80万人割れはこれまでの想定より10年早く、少子化が再機能を維持するかどうか瀬戸際だとし、子ども・子育て政策への対応は待ったなしの先送りできない課題であり、最も有効な未来への投資だということで、41歳の小倉将信氏をこども政策担当大臣に抜てきしました。

大臣は異次元の看板に値する大胆で実効性のある対策を目指すとしています。子ども手当などの経済支援、学童や病児保育も含めた幼児支援の拡充、育児休業強化などの働き方改革を3本柱に、子ども予算倍増に向けた大筋を6月にまとめる骨太の方針までに示すということですので、期待したいと思います。

また、一方で、新型コロナウイルス感染症の下火傾向に伴い、感染レベルの位置づけを5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げるとしています。軽症者や無症状者が増え、致死率も下がっているとはいえ、高齢の基礎疾患がある人にとって命を脅かす存在であることに変わりありません。自分のように基礎疾患のある高齢者が家族にいる者としてしまえば、今までと変わらない徹底した自分なりの感染防止策を講じていかなくてはならないと思います。

ちょっと前置きが長くなりましたが、本題に入りたいと思います。

2月28日に開会されました本定例会は、来年度予算に関する審議を行う定例会であります。令和5年度当初予算、一般会計39億2,800万円、特別会計11億1,400万円、企業会計9億5,576万円、総額で59億9,776万円という大型予算が提案をされたところであります。

村長は年頭の挨拶で今年の村行政を進める上で考えているポイントを3点挙げておられます。

第1に、子育て応援施策の見直しと小・中学校のあり方検討委員会の答申を受け教育改革のスケジュールを確立すること、子育て応援施策の見直しは、国のそれも合致しておりますし、新規事業の立ち上げ、継続事業、拡充事業など、31事業に5,360万円余の予算計上がされております。子育て、教育に寄り添い、きめ細かく支援しようとの思が見て取れます。中川村は、子育て家庭を全力で応援しますを合い言葉に、より切れ目のない体制を整えるということです。

子育てに関する政策は、国はもちろんのこと、どこの自治体でも最重要課題として取り組んでいますし、しのぎを削っていることが見て取れます。村長の手腕に大いに

期待したいと思います。

第2に、2050年カーボンニュートラルを村として具体的に進めるために中川村地球温暖化対策実行計画を見直し、行政と農商工を含む産業界及び村民全体で村の二酸化炭素排出量削減と再生可能エネルギー増加をどう進めるかの取組元年とすることとしておられます。

地球温暖化問題をめぐっては、途上国が先進国に非常に強い不公平感を抱いていたことは否定できませんが、2015年に国連で採択されましたパリ協定により全ての国連加盟国が一致して温暖化、気候変動に立ち向かう姿勢を示したことで、歴史上、非常に重要な合意となったことは事実であります。つまり、カーボンニュートラルは地球上の全ての国が一致して取り組まなければならない重点施策であります。

第3に、天竜川治水事業のモデルである小和田地籍の土地改良事業整備着手初年度であり、南向堤防整備の進捗に合わせて村道漁業地線、鳳来沢護岸整備に着手することと申されております。

小和田地籍は今までも何度となく冠水して多大な被害を被っており、安心して暮らせる地域づくりのためにも大いに期待をするところであります。

今年の施政方針の中から、今回はカーボンニュートラルについて、2050年カーボンニュートラルを村として具体的に進めるための計画見直しの内容と、どのように進めるかについてお尋ねをしたいと思います。

今、EU、中国、アメリカをはじめとする世界各国が2050年までに、カーボンニュートラル、つまり温室効果ガスの実質排出ゼロを達成することを宣言しています。

日本も2020年10月、菅元総理大臣が「我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」と世界に向けて表明しております。

また、岸田総理大臣もCOP26世界リーダーズ・サミットで、気候変動という人類共通の課題に日本は総力を挙げて取り組んでまいります、目標達成に向けたこの10年が勝負です、2050年カーボンニュートラル、日本では2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けていくことを約束しますとも明言しておられます。

地球温暖化問題をめぐっては、途上国が先進国に対して非常に強い不公平感を抱いたことは否定できませんが、先ほど申しましたが、2015年に国連で採択されたパリ協定により全ての国連加盟国が一致して温暖化、気候変動に立ち向かう姿勢を示したことは、歴史上、非常に重要な合意となったことは事実です。

このことを踏まえても、村としては待ったなしの重要課題と言えるでしょう。

質問の1つ目です。

中川村地球温暖化対策実行計画はどのような手順で進めていくのか、年度ごとの目安はあるのかについてお尋ねいたします。

1点目の御質問にお答えをしたいと思います。

2050年カーボンニュートラルの必要性につきましても、地球温暖化対策ということ

でございますので、まずはその点からお答えをしたいと思いますというふうに思います。

御承知のとおりかと思いますが、地球温暖化対策の推進に関する法律、こういうものに基づいて地方公共団体が実行計画を作成することになっております。

その中に事務事業編というものがあります。これは中川村が行う事務や事業に係る温室効果ガスの削減計画を定めるものでありまして、これは2019年に策定しております。これは時間の経過とともに見直しをしていかなければなりません。本年度予算でこのことについて見直しを提案させていただいております。

もう一つ、区域施策編というものが実行計画の中にあります。これは地域内の温室効果ガスの削減のみを扱うものではございません。

温暖化対策の推進は、経済活性化、雇用の創出、地域の課題の解決につながるように、地域資源、技術革新、創意工夫を生かして環境、経済、社会の総合的な向上に資するように政策の推進を図ることが目的になっております。つまり、この策定に当たっては、温暖化対策と同時に中川村という区域の特徴や目指す中川村の将来像、こういったことを描きつつ、どのように削減を図るのかという方向性を示すものというふうに考えております。

したがって、区域施策編の作成に当たりましては経験と専門的な見識の双方が必要となりますので、考えておりますのは、専門的な知見を有するコンサルタント業者等に計画策定業務を委託して進める予定でありますけれども、地域の特徴や目指す将来像、課題をまとめるに当たりましては、村内の関係者の意見、また何を目指しているのかということ、それぞれの事業者の皆さんというか、代表の皆さんですけれども、こういう方々からお聞きしていくことが必要だというふうに考えております。

加えまして、この計画を具体化していくためには、計画には村民や事業所の二酸化炭素、地球温暖化ガス削減の取組を後押ししていくための施策もできれば方向として盛り込んでいきたい、こういうふうには今考えておるところでございます。

それで、年度ごとの目標でありますけれども、1つは、長野県が2030年を中間年として——先ほど山崎議員は46%というふうにおっしゃられましたけれども——長野県としては60%削減を目指さないと2050年には到底カーボンゼロあるいはカーボンニュートラルに追いつかないということで、より高い目標を持っておりますので、今回の目指すところの1つの目標としましては、特に、何と申しますか、事務事業編の見直しは、改めて2030年目標をもう一遍洗い直して、どれだけ長野県の実行計画に近づけるかということも併せて考えていきたい、こういうふうには今考えておるところであります。

年次目標としては、このように今は想定をしております。

○6 番 (山崎 啓造) 中川村の将来像を見据えながらの進め方ということでございます。コンサルをお願いしてということになると思います。

確かに専門的なことですので大変難しい部分もあるわけですが、その中で村民がどういうふうに思っていてどういうふうに進めてほしいかということをしっかりお聞き取りいただきながら進めていただければ大変ありがたいのかなという気がいたし

○村 長

ます。

次に、農商工を含む産業界はどのような準備、心構えが必要となるかということでお聞きをしたいと思います。

地球温暖化は農業にとって農作物の安定的な収穫や品質にも大きな影響を及ぼしているとともに、持続可能な食料確保の面からも脱炭素への取組は不可欠だというふうに思います。

農業活動において使用するエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことができればよいわけですが、一朝一夕には行かないと思われま。

バイオマス発電ですとか営農型の大型太陽光発電をしたらどうか、また科学的な農薬や肥料を使わない有機農業を広めるなどが取り沙汰されておりますが、このことも簡単には行きません。

そして、商工を含めた中小企業においては具体的な方策を検討するまでに至っていないのが現状だと思われま。そのことに投資できる財政基盤が盤石でないことに加えて、情報面であるとか知識面、人材面で制約があり、初期コストが必要となる対策が取りにくいとともに、どのような取組を行えばよいのか手探りの状態であるのが実態ではないでしょうか。

カーボンプライシング、燃料、電気の利用、つまりCO₂排出量に対してその量に比例した課税といった検討があるようなことも聞きます。

以上のような現実がある中で、農商工を含む産業界はどのような準備、心構えをしてほしいと思われておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○村 長 まず、県の温暖化対策に関するパンフレット「信州ゼロカーボンBOOK」というものがあります。これには、2019年度の値として、国内のCO₂排出割合では家庭部門が21%、企業・公共部門が79%というふうに示されております。その内訳では、企業・公共部門でありますけれども、そのうち産業が35%、運輸13%、エネルギー転換が8%等々の内訳が示されております。

したがいまして、産業界の協力なしにはこれは達成できないだろうというふうに考えております。

もう一つ、農業分野における温暖化対策についてであります、議員が御指摘のように一朝一夕には行かないだろうというふうに思うわけであります。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略の目標として農林水産業で2050年までに二酸化炭素のゼロエミッション化を掲げています。

その中では、二酸化炭素とは直接あれですけれども、温暖化ガスの代表でありますメタン、水田の中干しの日数を増やすこと、これでメタンガスの削減が図られるという話もありますし、飼料の配合を変えることによって、いわゆる牛のげっぷといひますか、胃の中で生成されるメタン自体を減らそうという取組もされております。

もう一つ、剪定した枝を燃焼、炭化させる、そうして炭素を地球に封じ込める4パーミルイニシアチブという運動、これは世界的な目標になっておるようでありまけれども、具体的には、もう既に山梨県を筆頭としてこれに取り組んでおります。

私どももできればこれに取り組んでいきたいということを考えておりまして、ちょっと具体的なお話をさせていただきますと、今度の予算特別委員会でも十分御議論いただくわけでありまますが、村としては竹林整備の利活用推進事業を令和4年から始めております。

それで、いよいよ、切った竹をその場で燃やしてしまうか、あるいは土中にすき込むか、あるいは肥料として粉碎するか、いろいろ方法があるわけでありますけれども、この中で、一番大きいやつですけれども、無煙炭化器を1台入れますので、ちょっとこれで実際のところをやってみて、そういうことで反応がよければこれを農業全般にも広めていければまた面白いかなと、これは来年以降の構想ですけど、私はそんな思ひも持っております。

そういうことで、畑、林に還元をすることも4パーミルイニシアチブの取組の一環で可能になるというふうに思っておりますので、農業に関してはいろんなやり方がありますけれども、特にすぐ目に見えて削減っていうことはなかなか難しいわけでありまますが、そう思っております。

それで、地球温暖化対策の行動計画区域施策編の中には、中川村全体として官民がいかに協力して地球温暖化対策を進めるか、具体的な施策を盛り込んでいく必要があるかということとは先ほどお話ししたとおりでありますけれども、計画策定に当たりましては、やはり村民をはじめ村内の事業者の皆さんにもその趣旨をまず理解していただくこと、実効性のあるものにしていくこと、これが必要であろうかというふうに思ひます。

村内の事業者や企業の皆様については排出事業者というふうになるわけでありますので、現状把握と——もちろんそれぞれの企業で削減の計画っていうのはもう考えていると思ひます。でも、大きな省力の機械を入れたりするにはお金もかかるとか、そういう問題が恐らくあるかと思ひますので、そういうことも含めて、実態とともに一緒に考えていきたい、現状把握と今後そういう皆さんがどういうふうにしていきたいのかということをもまずお聞きした上で計画というものはつくる、こういうことになろうかというふうには今思っております。

今のところ具体的な道筋、これはこうやってああやってというのはちょっとできませんけれども、まず計画をつくるっていうところ、その計画も、いわゆる絵に描いた餅というか、画餅に終わらないようにしていきたいなというふうには思っております。

○6 番 (山崎 啓造) いろいろとお聞きしたわけですが、無煙炭化、炭にしちゃう機械なんですね、それを導入して、煙が出なくて炭になっちゃうと、これは画期的な話だなあと思ひて、初めて聞いたんで非常に興味が湧いてきたわけですが、これは通告にはないんですが、簡単に何か貸出しのようなことができるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○村 長 関連の御質問だと思ひますので、無煙炭化器って、要するに燃焼するときに煙が出ないっていうのは、恐らく物すごい高温で燃えるということですから、普通の有機体ではちょっとないかと思ひますが、煙が、燃焼角度といひますか、空気がうまく取り

込める角度、いろいろなことを計算して作ってあるようであります。何かこのくらいのものから、大きいものは直径1.5mくらいのやつまであります。

それで、非常に研究して作ってあって煙の出が少ないと、ある時期に蓋をすることによって炭化——完全に灰にならずに炭の状態で収まるというものですから、このものは実際に村民の方からも言われておりますので、これを一旦竹林の整備の中で貸し出して、実際にやってみたい、次に、うまくいけば、農家の希望があれば、農業の全体の中でも必要がありますので、といいますのは、うちの村はやっぱり剪定枝が山ほど出ざるを得ない村ですから、こんな活用をしていきたいと、ですからレンタルも含めて考えていきたいということが前提です。

○6 番 (山崎 啓造) 大いに期待をしたいと思えます。

ただ、企業には、県の施策で一般家庭には21%ということですが、79%を企業にお願いするんだということですので、これは非常に過酷だなあという気がします。

それと同時に、先ほど村長も言っておられましたけれども、財政基盤が、やっぱり企業も全部が全部できるというもんじゃありませんので、非常に難しい部分があると思います。様々な意見を聞いていただきながら、前向きな答弁もいただいておりますので、期待をしたいなというふうに思います。

次に、村民はどのような準備、心構えが必要となるのかについてお聞きをしたいと思えます。

我々村民も脱炭素社会、循環型社会の実現に向けて自分たちでできることはちゅうちょすることなく実行に移すことが求められております。

ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過をしましたが、欧州でのエネルギー供給不安による燃料価格の高騰は日本の国民生活や企業を直撃しております。エネルギー資源の9割近く輸入に頼る日本のもろさを実感したところでもあります。

この先の見通しも全く不透明な中、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立は待ったなしであります。

カーボンニュートラルのために個人でできることはとを考えてみたわけですが、電気使用量の節約ですとか食品ロスをなくす、移動は車を控えて公共交通機関または自転車を使う、徒歩で移動する——この年になると徒歩も非常に大変になっているわけですが、マイバッグの活用ですとか、緑を育てて緑を増やす——これはもう田舎では最高にできることかなあとも考えるわけですが、資源としてリサイクル、リユースの拡大、省エネ家電への買換え——このことも金銭的に余裕がなければなかなか無理だと思えますけれども、そんなことを思い浮かべた次第であります。

家電製品で消費電力量の多い製品は、まずエアコン、そして冷蔵庫、照明の順で、それが消費の5割を占めているということでもあります。省エネ家電に買い換えることができればそれに越したことはないわけですが、ない袖は振れないのが現実であります。

国交省は2025年4月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務づけるとしています。

また、東京都は太陽光パネル設置義務化条例を昨年12月15日の本会議で可決、成立しています。

蛇足ですが、改正に賛成したのは都民ファースト、公明党、共産党、立憲民主党などで、第一党の自民党は、太陽光発電は推進する立場だが、現時点では都民に十分理解されておらず、納得してもらえない状況にはないとして反対をしております。

太陽光パネル設置条例、これも非常に重要な部分ではありますが、やっぱりみんなが納得しないとなかなか進まないということかなあというふうに思います。

そんな中、小池都知事は2030年カーボンハーフに向けて着実に進めていくんだと、そんなようなコメントもしております。

長野県知事は国が省エネ基準適合を義務化するのを見据えて国を上回る基準を導入したいと述べて、県として独自に引き上げること検討しているということ。これは先ほど村長が申しておられました。

いずれにしても、目標達成に向けては太陽光発電など再生可能エネルギーと組み合わせるようになるでしょうが、何をやるにしても県民の負担をどう軽減するかという課題があるのではないのでしょうか。これは村でも同じことが言えると思います。

国交省が昨年行った全国調査では、「省エネ住宅への住み替えや断熱改修に取り組みたい」と思っている人が44%、「お金がかかる」「情報が不足している」と答えた人が40%あるということでもあります。費用の面での問題が起き彫りになっております。

したがって、何より生活に余裕のある人だけが省エネ住宅の恩恵にあずかるような制度にははいけません。劣悪な住環境は命の危険にもつながります。家を持たない公営住宅住民や低所得者が借りる集合住宅でも省エネ化を含めた環境整備を着実に進める必要があると感じる次第であります。

いろいろ言いましたけれども、中川版カーボンニュートラルを見据えて村民の皆さんはどのような準備、心構えが必要になるのかをお尋ねいたします。

○村 長 準備と心構えというお話をいただきましたが、具体的なお話がなかなかできないところが非常にづらいところがございますし、当然、いろいろな補助なり、それを後押しするにはかなりのお金、村からの支出も考えられるということがございますが、まず、カーボンニュートラルを進めるっていうことは、どなたも共通して思われるのは、お金がかかるということが話題になるわけでもあります。

地球温暖化が要因と言われている地球規模での気候変動により、自然環境や生態系への影響、また大規模な自然災害も増加しております。そういう現状があります。温暖化対策は地球全体で考えなければいけない喫緊の課題であるということは、改めて言うまでもないかと思えます。

他人ごとではなく、まず自分自身の問題として捉えていただいて、一人一人ができることに取り組んでいただくことが重要だろうと思えます。つまり、できる省エネ、これをやろうっていうことがまず1つではないかなというふうに思います。

それで、消費文化という言い方はありませんが、今、私どもはそれにあまりにも慣れてしまっているということもありますし、議員も先ほどおっしゃられましたとおり、

通勤にはできるだけ公共の交通を使って乗り合いで行くとか、いろんな方法も考えられます。そういうふうには他人ごとではない自身の問題として生活を見直し、そういう中から二酸化炭素の削減をどういうふうにできるのかっていうことを考えていただくことです。

それとともに、計画の策定を今度するわけでありますので、これを進めるには——先ほども東京都の話がありました。できるできないは別にして、太陽光発電、要するに再生可能エネルギーの発電可能量っていうのは莫大なものがあるというふうに言われておりますので、1つ、これがもし実現するとしたら、大消費地の東京都は非常に消費電力が少なくなるだろうというふうなことも個人的には思います。

それには、やはり、まず村民——都民じゃなくて、今度は村民に置き換えていきますと、私たち一人一人が、じゃあ意識づけが必要だと、その取組こそ大事だというふうに申し上げましたけれども、改めて、やはりその啓発をしなければならないのが行政だと思っておりますので、改めて啓発と意識づけ、これは計画も含めて、2030年、それから2050年に向けて何をしたらいいのか、こうしたらやはり一人一人の排出する二酸化炭素が減るといふことの意識づけをまずは行政がしっかりとやるということが鍵だろうというふうに思っております。

今のところそれ以上のことはちょっとお答えできないわけであります。

○6 番 (山崎 啓造) 実行計画の見直し元年ということですので、具体的なことはこれからということになると思いますが、その都度その都度、村民に分かるように、こうなるよ、ああなるよ、こうしてくださいよっていうことを発信しながら進めていっていただければありがたいのかなあという感じがするところであります。

それでは次に、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立は不可欠だと思いますが、新たな安全基準の下で原子力発電所の再稼働をどのように捉えるかということで質問をしたいと思っております。

福島第一原発事故をきっかけに欧州の幾つかの国は脱原子力政策に立ち返ったのですが、新規導入国も含めて原子力発電開発は拡大を続けております。建設中の基数は過去20年で最多の81基だということであります。

その中で、アジアで建設中の原発は、中国の31基を含めて、世界の6割がアジアに集中しておるといふことでもあります。

2013年3月11日、もうじきこの日が来るわけですが、東日本大震災が発生し、原発事故が発生したわけですが、17基ある原発は全て停止中であります。新たな安全基準の下、再稼働に対する議論の中、新安全基準の審査に合格したものは再稼働ということになるかと思われませんが、様々な意見があることも事実であります。

現時点で原発を廃止すれば火力発電に頼らざるを得なくなりCO₂の排出量の問題や化石燃料依存に対する問題もある、いずれは自然エネルギーに移行すべきである、核廃棄物の処理が困難ではないか、事故の危険性はどうか、事故があれば周辺に深刻な放射能汚染が広がるなどなど、意見はたくさんあるわけであります。

また、東京電力福島第一原発でたまり続ける処理水の海洋放出に対する地元や漁業

者の懸念も心配される所でもあります。ここ二、三日はこの話も出てきております。

先ほど申しましたが、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立は待ったなしです。

政府は、先月、安定供給と脱炭素を両立するDX、グリーントランスフォーメーションを主軸とする実現に向けた基本方針を閣議決定しました。今までの原発への依存度低減路線を転換し、建て替えや運転終期延長による最大限活用にかじを切ったわけであります。我々国民にとっても大変難しい問題であります。

いろいろ申しましたけれども、原発再稼働に関して村長はどのように考えておられますか、お聞きをいたします。

○村 長 まず、日本政府といいますか、日本は、毎年っていうか、5年に一遍のはずなんですけど、エネルギー基本政策っていうのをつくっております。ちょっと調べたんですが、最新のものが2021年の10月、これは経済産業省で出されておまして、これによって、いわゆる再生可能エネルギー、化石燃料を燃やす、いわゆる何ていいますか発電、それから原子力等々の割合を大体4分の1ずつで賄っていかうということと併せて、2030年の先には、あるいは2050年の先の話なんですけど、省エネもする中で今現在の発電量を減らしつつという計画ができております。大体4分の1ずつの稼働というふうに見て、そういうものができております。

しかし、ロシアの、何ていいますか、ウクライナへの侵攻、こういったところから、世界的な、特にヨーロッパなんかはそうなんですけど、天然ガスの供給を止められてどうするっていうようなところと為替の関係で、要するに円安ですよ、そういうところから非常に燃料費が高騰していると、こういうこともよく分かります。

そういう中で、今回、実は原子力に関連する法律4法と電気事業法を改正して、議員からお話があったのは運転延長を可能にしたと、したというか、する法案が出ているという状況だと思います。やはりこれでエネルギーは当面のところ原子力発電を運転可能にして賄っていきたいということだというふうに理解をしておりますけれども、ちょっと申し上げたいと思っております。

今言った5つの関連法が一括で変更法案として審議されておるわけでありますけれども、原子炉っていうのは、福島第一原子力発電所で起きたとおり、高圧っていうか、鉄といいますか、その容器の中に燃料棒が入って、そこに燃料棒を制御するための水だか、何かそういう物質があって、燃料棒同士を、何ていいますか、近くやると核分裂の速度が広がっていくと、そうすると当然熱が出るわけですし、その制御によって水を沸かして、いわゆる電気を起こす。

その外はコンクリートの分厚いもので囲われているということですが、事故が起こって一旦電力が失われた場合には制御する方法がなかったわけですね。それで、御承知のとおり燃料が溶け出して、恐ろしい熱で容器を破り、今もこれが底にたまったまま、デブリっていうんですか、それで取り出しようがないと。ひところより致死量になるような放射線量は落ちてはいるというものの、いまだにその取り出し方も分かっていないというのが現状です。

それで、水素爆発、どうしても原子炉を止めた場合に燃料棒をそのままにしておき

ますと水素が出るようでした、逃げる場所がなくなった水素が爆発して拡散してしまっただけのことだと思えます。つまり、いまだに原子力については——理論上は制御ができるわけでありまして。ほかのところも運転をうまくしておりますけれども、今のところ爆発したのは、スリーマイル島の原発、それから、あれはベラルーシでしたか、名前はちょっと忘れてしまいましたが、旧ソビエトにありました原発、それと福島第一ということで、大きな事故を起こしておりますし、いまだに制御の仕方がない。

それで、どうしても生まれてしまう核物質のトリチウムという——三重水素って言われているものですが、これは、いわゆる核融合反応、ある一定の量とエネルギーを加えると核融合反応を起こすという水爆の原料になるものですが、自然界にも存在するというので、7月から、この処理水、アルプスという処理水では核物質が抜けませんので、トリチウムだけはどうしてもたまったまま海へ放出しようということで、今問題になっている安全性の問題もそうですし、むしろ風評被害がまた起こることは確実だと思っております。

等々の問題を考えると、やはり原子力ってというのは制御ができませんのだからというふうに、今のところ人類では制御ができないというのが本当のところではないのかなというふうに思っております。

それで、いろんな意味で言ったら、そうはいつでも原発ってコストが安いでしょうっていう言い方でずっと政府は進めてきたわけです。

ところが、説明している原発ってというのは、実はある年代に造ったときのコストのまま今でも計算をされています。

それで、福島第一原子力発電所が津波の被害に遭ったということで中部電力の浜岡原子力発電所も視察をさせていただきましたけど、防潮堤を一旦造りまして、途中で津波想定が変わったために、これをまたさらに強化して造るということで、防潮堤を造るためのその後の対策費も莫大なものになっておるわけです。

多くの原子力発電所が海岸近辺にどうしてもあると、これは冷却をするためなんです。それで、いわゆる二酸化炭素の排出量は確かに少ないわけですが、これを冷却するために海水を一旦通して、この海水で冷やすわけですが、そのために海水が物すごく高く——物すごくっていても 10℃も 20℃もっていうわけじゃありませんが、現在のものよりかなり、7℃とか、そのぐらい高い温度の海水が海へ大量に放出され続けているわけですから、こういった面から言っても生態系に影響があるという問題があります。

等々のことを考えていきますと、コストについては決して非常に優れたものではないと言う学者もいるわけでありまして、私もそのことは考える必要があるだろうということでもあります。

それと、いろいろ言うならば、使用済み核燃料が発生しますし、ウランウムを燃やして、ウラン 238 っていうのと——これは自然界に結構あるんですけど、それと燃やしたためにできるプルトニウムを今後一定の割合で混合して、これを今現在も炉で燃

やそうとする計画がいわゆるプルサーマル運転っていうんだんですけど、こういう核燃料サイクルのものも計画があるんですけど、全てのところでうまく回っていないということ等々と考えますと、六ヶ所村の処理についてもまだはっきり技術的に決まっていないという中で、多くの発電をしながら使用済み核燃料はたまり続ける、いわゆる行き先のない、何ていいますか、トイレのないうちだとかいうひどいことを言う人もいますが、そういう状態にあることは間違いないだろうというふうに思っております。

そういうこともありますけれども、先ほど言ったとおり、原発を再稼働して——今は実は老朽化した発電所を直して動かしていることも事実ですので、そういうところから、化石賞でしたっけ、よろしくない賞まで頂いてやゆされている日本でありますので、原発を再稼働することによって二酸化炭素の総排出量を削減したいという政府の考え方は分からんでもないわけでありましてけれども、そういうことをして総発電のプラスマイナスを保ちたいということも分からないでもないという意味であります。

一方、ちょっとお聞きいただきたいのは——長くなりましてすみません、簡単にまとめます。

2019 年に環境省が再生可能エネルギーゾーニング基礎調査っていうのをやっております。再生可能エネルギーですから、太陽光発電、それから木質バイオマス発電、それから先ほど話もありましたがメタンを燃やす発電ですとか、それとか地熱発電——日本は火山が非常に多いので地熱発電、それと非常に海岸線が長いということで海洋風力発電、こういったものの総体のエネルギーを計算しておるわけでありましてけれども、その調査によれば、今現在の総発電電力 1 兆 650 億キロワットアワー、今これだけあるようでありましてけれども、これは政府の発表している数字ですけど、この 7 倍程度の導入の可能性があるという報告があるわけでありまして。

もちろん全てのものの技術は、特に風力発電は途上ではありますが、福島の福島沖に大規模なものを造って、民間会社と、あれは県だか国だと、どっちか分かりませんが、一緒に研究して、調査をした上で、できれば首都圏に直接送る、そういうことを目指していきたいというような動きもありますので、やはりこういうところに——グリーン・トランスフォーメーションでいろんなことをやろうっていうこともよく分かりますが、2011 年以降、分かっていたにもかかわらずこういうところにやっぱりしっかりお金をかけてやってこないっていうのは、つけが回っているのが現状ではないかなと思えますけれども、遅くはないので、ぜひそういうところに政府は力を注いでいただきたいということです。

申し上げたいというのは、安易に、やはり今度認めるのは——当然、原子力規制庁は、何ていいますか、審査をオーケーにしないと当然動けないわけですが、法律が通過すれば今度は電気事業法に変わることになりますから、これは、よく言われているのは、経産省の認可だからこれはすぐにオーケーが出るぞっていうふうに言われているんですけど、それはどうかと思いますが、とにかく、いろんなことを考えていきますと、やはり再生可能エネルギーの総電力を急増する施策にかじを切るべきではない

かということをお私に思っております。

○6 番 (山崎 啓造) 最後の質問はちょっと酷だったと思います。これはなかなか答えづらいいし、思っていることはみんな同じだと思います。再生可能エネルギーをいかに早く実現して、原発に代わるものを創り上げていくかということだと思います。

村の計画見直し、それにも期待をしながら、村民にも理解いただけるような説明をいただきながら、そんなことをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時41分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 松村利宏君。

○2 番 (松村 利宏) ロシアがウクライナを侵略してから1年が経過しましたが、ウクライナ戦争が終了することが見通せない状況が続いています。国際政治が一段と難しい時代になっており、日本は国益を第一にして考えることが必要だというふうに日頃から感じているところでございます。

さて、今日は「持続可能な経済の構築（農産物の付加価値向上、チャオ周辺の活性化）について」質問をいたします。

提出させていただいている質問数が多いので途中で終了させていただくことになると思いますが、その辺を御了解いただきたいというふうに思います。事前に一言お願いしておきます。

中川村は伊那谷の中心にあり、東京、名古屋、国際空港へのアクセスがリニア開通により東京まで1時間、名古屋まで30分、国際空港まで2時間と大幅に短縮されます。

また、三遠南信自動車道の開通により、浜松市、三河などは1時間で交流ができます。

一方、中川村は急激な人口減少が進んでいます。子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりのため、伊那谷の中心である中川村に活力を呼び込むように持続可能な経済の実現に全力で取り組むことが必要です。

中川村は伊那谷の中心にあり、陣馬形山からは辰野町から飯田市までが眺望でき、道路網が中川村で集約しており、伊那谷の経済の核心となり得るというふうに考えております。

さて、中川村で生産した農産物、加工品、製品が村内や伊那谷で消費され、村に還元される仕組みの構築が必要です。具体的には、米、果物、花による中川村ブランド品や村内で生産される各種製品の情報発信、販売を促進し、村内の農産物を活用したヒット商品の開発を行うことが重要だと考えます。

中川村農産物加工施設は、平成3年に農産物の価値向上と規格外品のジュース類へ

の転換を目的として農産物加工施設を設置、ジュース・瓶詰・缶詰加工室、総菜加工室、漬物加工室、発酵研究室があり、伊南農協が施設の管理運営を行っていました。

平成20年、施設の老朽化、衛生基準、適正基準の課題に対応するため村の検討委員会を設置、平成21年、現農産物加工施設着工、平成22年3月、現農産物加工施設を竣工しました。施設の概要は、ジュース加工室、ソース・ドレッシング加工室、パン・菓子加工室、充填梱包室、漬物加工室、総菜加工室、展示販売室、冷蔵室、冷凍室があり、平成22年5月、現農産物加工施設「つくっチャオ」——以下つくっチャオというふうにしますが——を開設し、天の中川加工組合つくっチャオが施設の管理運営を行っていました。

平成26年4月、指定管理者制度導入施設とし、企業組合つくっチャオ中川との指定管理契約を締結しました。

平成28年10月、NPO法人ふるさとやらまいかとの指定管理契約を締結しました。

令和4年4月、指定管理者制度導入施設から除外し村管理としました。

農産物の付加価値向上、チャオ周辺の活性化のための施策について質問します。

まず1つ目です。

村は平成20年につくっチャオの課題に対応するため村の検討委員会を設置し、施設の規模・機能拡大をしています。検討委員会設置の経緯、検討委員会のメンバー、検討結果についてお聞きします。

○産業振興課長 ただいまの御質問でありますけれども、お答えをさせていただきます。

農産物加工施設建設検討委員会、こちらの委員につきましては10の方が当たられております。内訳としましては、村議会議員、村農業振興審議会委員、学識経験者、その他村長が必要と認める者で構成されており、平成20年6月から平成22年3月までに6回の委員会を開催しております。

委員会においては加工施設の建設と加工組合の立ち上げについて検討を行ってきたという経過であります。

○2 番 (松村 利宏) 今お話を聞きまして、6回ということなのでかなりいろいろと幅広くやられたというふうに感じております。

それで、次の質問に参りますが、村は平成22年5月につくっチャオを機能拡大しソース・ドレッシング加工室、パン・菓子加工室、充填梱包室、展示販売室、冷蔵室、冷凍室を作っていますが、検討された中で今言った機能拡大したところを作られた理由をお聞きします。

○産業振興課長 まずは、建設検討委員会、そちらの前段で農産物加工施設利用者会議というものが行われておりました。この中では、既存施設の機器の老朽化、手狭、その時点の食品衛生基準に合わない等々の問題があることから、施設の充実による利用拡大や貯蔵施設の新設、通年加工体制の確立などに対応する施設として、既存施設を廃止し、新たな建設に向けた検討を始めたという経過であります。

また、新たな施設の建設に当たりましては、従前の加工品だけではなく、地元農産物等を活用した新たな商品開発や加工品製造ができるように、利用者会議等で出され

た意見を基に施設整備を行ってきたということでもあります。

○2 番 (松村 利宏) 今確認したところによりますと、利用拡大、それから村の農産物はいろんなものがあるわけですが、この辺のもので新たな商品開発を行うということでやられたというふうに確認をさせていただきました。

それで、次に行きますが、つくっチャオは平成3年に農産物の付加価値向上と規格外品のジュース類への転換を目的として建設され、平成22年5月に施設の老朽化、衛生基準、適正基準の課題に対応するため新設されました。

平成22年5月のつくっチャオの目的、いわゆるどういうためにこれを拡張して、何をやろうとしているのか、明確にちょっとお答えいただきたいと思います。

○産業振興課長 建設検討委員会の中におきましては、村内農産物の加工品販売額の増加、農産物加工品のブランド化、チャオ周辺の活性化等には既存施設を取り壊して新しい施設を建設することが必要であるという結論から、これらを目的として建設されたという経過があります。

また、農産物加工施設条例におきましては設置の目的を「農産物の加工処理等を行い地域の活性化及び地場産業の振興を図る」としております。村内の農産物を活用して6次産業化につなげ、農業及び地場産業の振興と地域の活性化を図ることが加工施設の目的であるというふうに考えます。

新たな加工施設におきましては、従前の加工品製造はもとより、新たな商品開発や加工品の製造も可能な施設としてまいりました。

○2 番 (松村 利宏) 今の目的のところでは、基本的には農産物をいろんな6次産業化をして機能拡大していくと、それから、その中にはブランド品もしっかり作っていくと、それから、併せてチャオ周辺の活性化も図るんだということが言われています。当然その中には地域の活性化と農業者の人たちがしっかり収入が得られるということも入っているということで理解をさせていただきました。

次に参りますが、つくっチャオの管理は平成22年5月から平成28年9月まで企業組合つくっチャオ中川が行っていました。この間の評価、分析をお聞きます。

今言った目的はお聞きしましたので、これと、当然、評価、分析をされているというふうにお答えいただけると思っています。

それから、中川村農産物、野菜の種類、収穫時期を考えると付加価値を向上した多種多様な製品ができるはずであり、その製品を展示販売することができますが、この点について企業組合つくっチャオ中川がやっていたときの評価、分析を行政としてどのようにされたのかお聞きます。

○産業振興課長 企業組合の前身組織であります加工組合におきましては、村民が参加する組織として広く組合員の参加を公募しております。45名の組合員により設立をされました。

平成22年2月の設立総会以降、施設運営に主体的に関わっていただきながら、設備面では当時の基準によるほとんどの加工品が製造できる施設となっているというふうに考えております。

企業組合は、営利はもちろん、相互扶助による人とのつながりを大事にする組織で

あり、設置機械に関しましては、完全自動化ではなく、人が携わることで製品となることを重点に加工を行ってまいりました。

この間、企業組合では、村内農家からの依頼や村外からの依頼も受けてジュース、ジャム等の製造を中心に加工を行うほか、柿農家の需要に応えるため皮むき機を導入して干し柿の皮むきも受託してまいりました。

また、パン・菓子加工施設では、企業組合のほか、複数の団体がパン等の加工を行ってまいりました。

しかし、組合員の減少や衛生管理上の課題などから、当初の目的であった新たな商品開発や6次産業化の推進としての積極的な活用が不十分との声もあり、改めて平成27年度に指定管理者及び新たな活用提案を募集することとなったという経過であります。

○2 番 (松村 利宏) 今、最初はよかったんだけど、何年かたった後に、45名いて、それが減ってきたという分析なんです、それだけなんですか。

45名がどんどん新たなものを作っていく意思があれば、そういうことには私は全然ならないと思っているんですが、その辺で、行政の目的、せっかくそこで分析をやって、検討委員会を立ち上げて、そこでしっかりやるという目的が明確になっているにもかかわらず、数年です、数年でそれが何もできなくなるっていうのは、私は全然考えられないんですが、ここの評価、分析はこれだけなんですか、お聞きします。

○産業振興課長 今、議員のおっしゃられました45名の組合員というのは、現在から考えると非常に多くの方に御参加をいただいて、設立当初は積極的な取組が期待できるという状況であったと思います。

以降につきましては、村としましては45名で結成されました組合のほうに悪く言ってしまうと全てお任せしてしまったというような状況であったと思います。当初の目的が徹底されなかったというのは、ある程度は行政のほうで携わることが必要であった部分もお任せしてしまったところが反省点ではないかというふうにこちらとしては考えております。

○2 番 (松村 利宏) 今言われたところが、まさにそのところが本質じゃないかと思えます。

平成22年の最初の段階で検討委員会を開いて、チャオ周辺を含めてしっかりと中川村の地域を活性化してやっていこうという話のところにおいて、そこまで行っているにもかかわらずうまくいかないということは、やはり行政がしっかりとハンドリングできていなかったということではないかというふうに思います。

私が言っているのは、最低限の加工品の中の余ったリンゴとか、そういうのを捨てるわけにいかないんでジュースを作るとかジャムを作る、これは非常にいいことだと私は思っています。

しかし、ここの最初の目的、つくっチャオを造った目的はそれだけではないわけですね、さらにプラスしていますので、その辺のところをしっかりと分析して評価する

という観点のところやっぴいかなきゃいけなかったというところで、今伺いました、本質的な評価をお聞きしましたので、次に行きます。

つくっチャオの管理は、今度は平成28年10月から令和4年3月までNPO法人ふるさとやらまいかが行っていました。この間の評価、分析をお聞きします。

中川村の農産物、野菜の種類、収穫時期を考えると付加価値を向上した多種多様な製品ができるはずであり、その製品を展示販売することができます。どのように評価、分析していますか。

これは、今言った企業組合つくっチャオ中川での評価、分析に基づいて、多分これを次の「やらまいか」にバトンタッチしているわけですから、そこのところをしっかりと分析、評価されているというふうに思うんですが、お聞きします。

○産業振興課長 NPO法人ふるさとづくりやらまいかにつきましては、前の質問でも述べさせていただきました指定管理者の再募集によりまして新たな指定管理者ということで選任をされました。応募の際の運営方針につきましては、村内事業者との連携、また都市地域などの消費者とのつながりを広げ、新たな商品開発や販路拡大を目指すであり、これに期待して新たな指定管理者として指定をしたという状況であります。

この間、指定管理者として、施設の運営、アップルシロップをはじめとする新たな商品の開発などによりましてつくっチャオを活用した地域農産物のブランド化に取り組んでまいりました。

しかし、これに関わる専門的な人材不足やHACCPなど食品衛生管理基準が厳しくなる一方で、多種多様な事業者が施設を運営することが非常に難しいということなどから、初期の目的を達成することがこの時点では難しいという状況になりました。

また、収益的な面からも多くを望めないというような内容から、令和3年度をもって指定管理を降りるということになりました。

この前の質問の総括、評価を踏まえて、目的達成のために「ふるさとづくりやらまいか」に委託をしてまいりましたが、結果としてはうまくいかなかったというふうに行ってしまったということが今としては残念な結果であるというふうに考えられる1つの要因かなあというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) 今の評価、分析をお聞きしていると、私には2回同じことを繰り返しているとしたか聞こえないんですね。全く同じことを2回繰り返して失敗していると、これは最初からこうなるっていうのが分かっているとしたか思えないんですが、村長の見解をちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○村 長 分かっているやっぴいわけではなくて、最初の出発点は今課長のほうでお答えしたとおりでありまして、新しくみんなが、いろんな方が出て、その中で農産物を加工して、これに付加価値をつけていくというところの発展をまずこの場に求めたわけがありますけれども、それが運営の中で実はずうまくいかなかった、多くの人がついていう点でまず失敗したということです。

それから、もう一つは、これをもう少し違う意味で農産物を生産する関係者等に絞り込んでやっぴいみたらどうかということでもた変えてみたんですけど、これもなかなか

かうまくいかなかったという形があります。

それで、いっそ加工品については、もう少し私どももこうやってやるべきじゃないかというお知恵を借りたいということで、農産加工について多くの人を求めるものが何かというようなことで大学の先生のところにも行ってお聞きしたりした経過もございませけれども、なかなかこれが、加工品を作るっていうこと、これが非常に需要とのマッチと申しますか、マッチングは非常に難しいということもあまして、加工品を作っていくということがうまくいかないということもございませ。

それから、1つはアップルシロップをやっぴいみたいという意欲的な方を入れて作っぴいしたんですけども、どうも求めるロットと申しますか、相手の求めるロットが大きくて、とても手作りでやっぴいはられない、これを商業ベースに乗せるには量が作れませんでこの加工施設では駄目だというようなことで断念してしまっぴい経過もございませ。

そういうことでありまして、最初から分かっぴいたというふうに見える、結果論としてはそういうことになっぴいかもしれませんですが、最終的には「ふるさとづくりやらまいか」も撤退しまっぴいたので、また御質問があろうかと思っぴいますが、新たに今度は直営に戻してやるというふうになっぴいたということもございませ。

○2 番 (松村 利宏) その辺は今後のところでもた聞っぴいていきますが、次へ参ります。つくっチャオは昨年4月に村の管理になり、間もなく1年になりますが、この1年間の使用実績、評価、分析をお聞きします。ソース・ドレッシング加工室やパン・菓子加工室、漬物加工室、総菜加工室、展示販売室の使用実績、これについて伺っぴいます。

○産業振興課長 実績の点であります。現在であります、3月末日までの1年間の実績に関する情報の提供を企業組合のほうにお願っぴいをしてる時点であります。ですので、現段階としては前年度までの数字との比較、分析はまだできていないという状況であります。こちらについては、実績がまっぴいり次第、1年間の比較等を行っぴえればというふうにご覧っぴいております。

利用につまっぴいしてですが、総菜加工室及び展示室以外につまっぴいしては、実績として通年での利用がされたというところでもあります。

なお、展示室におきまっぴいは、7月から9月までの間は利用がされておりました。こちらについては村から全国に商品を届ける拠点ということでもた利用をさせたいだという状況であります。

○2 番 (松村 利宏) 3月末になっぴいたらまた本年度の実績が出るっぴいということですので、また分析できた時点で教っぴえただければというふうにもた思っぴいますので、よろしくお願っぴいいたします。

次に参ります。

つくっチャオは、村内の農産物の付加価値向上のために村民の依頼によりジュース、ジャムなどを製造してっぴいます。

しかしながら、村民は農産物の付加価値を向上して村の特産にするためにつくっチャオに商品を依頼してっぴいますが、何回相談しても面倒だ、作り方を持ってっぴえれば考

える、今は忙しいのでできないと断られており、第6次産業化による農産物の研究開発と付加価値向上に寄与していません。

このため、つくっチャオで断られた村民は農産物の付加価値を向上して村の特産にすべき商品を駒ヶ根市、伊那市、阿智村、諏訪市などの業者に依頼して製造し、中川村の名前を入れてもらっています。

さらに、飯島町、駒ヶ根市、伊那市などの業者は中川村産の農産物を使用してお菓子によるヒット商品を開発しています。

このようなところは、本来、最初の目的であれば、もう中川村で十分とは言わなくても数個もしくは毎年1個ずつぐらいできていてもおかしくないわけですが、このような状況について村長の見解をお聞きします。

○村長 今年度の話でありますけれども、取扱量は増えているというふうに思っております。

まず中川村のつくっチャオの生産の一番の基盤になっておりますのはジュース・ジャム加工でありまして、現在の企業組合での体制、それから、当然、施設には処理能力がありますので、この限界の近いレベルで今は対応しているというふうなことでございます。

中川産の農産物については、近隣のみならず、他県においても活用されております。例えばドライフルーツがそうであります。

村内の農産物を村内で加工し販売できれば一番いいんでしょうけれども、農産物加工っていうのは非常に幅が広い、それで、例えば乾燥加工だけでも熱風、遠赤外線、凍結、噴霧、減圧油熱式などなどいろんな加工方法もあるわけでありまして、そういう中で多種多様なものが出ているということでもあります。

つまり、あの施設の中ではある程度限界っていうものがあるというふうに——1つ2つというふうにおっしゃいましたけれども、これができていないのは残念でありますけれども、そういうことがあろうかと思えます。

それから、つくっチャオとは別なんですけれども、村内外の設備の整った事業者が中川村産の農産物を活用していただいていることについては歓迎すべきことだなというふうに思っております。新聞にも出ておりました。中川村の作っているレモンを使ってのお菓子作りがされているとか、こういったところの報道もあつたところがございます。こういう意味で、これは歓迎すべきことだなと思っています。

それで、10年以上つくっチャオで農産物加工に関わっている人も企業組合の中にはいらっしゃると思いますので、いわゆる今ある現有の機械に合わせた製造ノウハウっていうものは蓄積しておりますので、このことを生かしてさらなる付加価値の向上を検討していくという必要はあろうかと思えます。

○2番 (松村 利宏) 今現在のところでもかなりの稼働率があるっていうのは私も承知しております。

しかし、村民が依頼していたのを忙しいとかレシピを持ってくれば考えるとか、実態はそういうことが起きています。ということは、そこにおられる方たちが現状のものでほかのことを何も考えていない、全く過去の2つのところで村が、行政が携わっ

てきたのと全く変わっていないという認識ですが、この辺は働いている人たちを含めて考えるっていうことをしていないんじゃないかと、そのコントロールはどのようにやられているのか、今の村長の見解を聞いてもよく分からないんで、そういう視点でちょっと一言、また伺いたいと思います。

○村長 企業組合については、携わっている人は十数年、長い方はできたときからっていう方もいますので、今ある機械の中では、そこら辺のところはよく熟知して加工に当たっているというふうに思います。

それと、一遍に集中すると——当然、先ほどお話したように、特に中川村産で持ち込まれてくるのは、やっぱり果物の加工、ジュース加工ですとかジャム加工であります。こういった時期っていうのはどうしても集中しますので、このことを持ち込んできたときに、新たにこれも頼みますよっていったときに、どうしても、果物によっては扱いをやったことがない場合もありますでしょうし、この機械では当然難しいというふうなことを想像したときに、今は忙しくてちょっとできないと、ほかにレシピを持ってきてほしいっていう態度がどうしても出てしまったのかなあと思えます。

ただ、その説明については、この言い方の問題もあろうかと思えますけれども、恐らくは、今の機械と那些人たちの能力、ある程度の時間をかければ、それは次には何とかかなるかもしれませんが、持ち込まれてきたときに忙しくてできなかったという裏返しだというふうに御理解いただければと思います。

○2番 (松村 利宏) この問題はまた後で出てきますので、次に参ります。

第6次総合計画「第5章 産業・経済分野」「第1節 農林業の振興」、第2項「生産振興と販売力の強化」では、「現状と課題」を農業の新たな可能性を生かし食の魅力向上とブランド化、生産者と消費者を直接結ぶ販路の拡大、第6次産業化への取り組みが求められていますとしており、「基本方向」を中川ブランドの確立、6次産業化への支援等により魅力ある農業に取り組むことができる村を目指します、「施策内容」を第6次産業化による農産物の研究開発と付加価値向上を支援します、地域資源を生かした特産品づくりの支援と振興を図りますと、行政と地域住民が一体となって持続可能な村づくりを推進していくための総合的かつ計画的な村づくりの指針として長期的展望とその方向性や方向を明らかにするためのものです。

第2期まち・しごと創生中川村総合戦略基本目標「地域における仕事と収入の確保」の「基本的方向」4項「農林業の成長産業化」、「6次産業化の推進」として農産物の高付加価値化を推進するため農産物加工施設つくっチャオの有効活用を図るとしてあります。さらに、地域資源を活用し加工品等の開発を行う個人、団体に対して支援を行うことになっています。具体的な事業として農産物加工施設つくっチャオ運営支援、地域資源を活用した特産品の開発支援、交流センター設立、地域おこし協力隊及び集落支援制度の活用を行うとしています。

つくっチャオが保有する施設機能を發揮して農産物の付加価値の持ったものを開発、製造し、村を活性化することがつくっチャオの存在する意義だと考えますが、今のところとまたダブりますけれども、要するにこの辺のことを6次総合計画、さらには総

合戦略等でしっかりとうたっているわけです。それにもかかわらず、何ができない、これが駄目だということで、私が今答弁を聞いているとやろうとしていないというふうにしか聞こえないんですけれども、その辺、1つでもこういうのを、新たなものを作っていくと——私は否定するわけじゃないですよ。ジュースとかジャム、あの機械でできるところのものは否定していません。しかし、幾らでもやろうと思えばできるのであれば機械を購入してでもやっていくことが必要だというふうに思うんですが、そういう視点で——この4年、来年で4年目になるわけですけれども、第2期総合戦略、それから前期計画、総合計画、それからその他のそれに類する計画を併せて、全部合ってくるわけですけれども、そういう視点で見たときに一貫性が全くないというふうに私は感じている、今までの答弁をずっと聞いていると感じるわけですけれども、そういう視点で村長の見解をお聞きします。

○村 長 一貫性がないというか、加工については、やはり最初は多くの方が取り組んで、いろんな人が取り組む中から新しいものができという意識はあったはずですが、やはりこれでは6次産業化が責任を持ってできないということで、組織を変えて新たに出発してきました。しかしながら、どうもそれもなかなかうまくいかないという中でNPO法人にお任せして取り組んできたけれども、これもちょっと運営がうまくいなくて今現在の形になっていることは事実です。

しかし、ちょっとここで申し上げたいのは、何もやっていなかったわけではなくて、例えば地域資源を活用した特産品の開発支援制度っていうのを今村では設けておりますので——これはつくっチャオではないんですけど、この補助事業を使って村内の方も頑張っているいろいろ作ってきてくれています。つくっチャオで製造したということではありませんけれども。

最近新聞報道もされたとおり、今年は村民と東京農大の学生が連携して新たな商品が開発され、都内での販売が予定をされております。

それから、つくっチャオを利用している団体では学校給食との連携を進めておりまして、カボチャのペーストですとかトマトピューレの開発がされ、カボチャのペーストは村外の学校給食でも活用されております。現在はトマトを活用した商品の試作も行っておるといふふうに聞いております。

農産物の加工ってやっぱり多種多様でありまして、全てをつくっチャオで担うっていうことはできないだろうというふうに思っています。特に、食品衛生管理上、1つの施設、つまり加工室を複数の団体が入れ替わり立ち替わりといいますかで使用したり、様々な商品を製造するっていうことは、ちょっと衛生管理上、非常に難しいということがあります。

つくっチャオでは、当然部屋を別にしておりますけれども、このほかに柿むきの受託も担っております、そういう意味では農家支援にもつながる取組をずっとやってきました。これをやることは小規模の農家がやはり助かるということですから、柿むきの機械自体は非常に高いものですから、にもかかわらず小規模でも結構お金になるという取組を助けてきたという経過もございます。

それで、今ある施設を有効に活用して農家の支援を行うっていうことは村の活性化につながるものではないかなというふうに考えております。

新たな活用の提案などがあれば現在の利用者と相談しながらやっぱり考えていくことはやぶさかではございませんので、よろしくお願ひします。

○2 番 (松村 利宏) 次に参ります。

私は1月6日に道の駅南アルプスむら長谷において農業法人ファームはせを視察しました。

農業法人ファームはせは、気の里工房で伊那谷の野菜、果物などを使用した製品を販売、開発、製造し、土産物として販売、食事どころ「すずな」の運営、ジェラードの製造、販売を行っています。さらに、中長期的な計画、方針、目的、実施計画を作成し実行しており、今後、有機農法による農業を行うということです。

農業法人ファームはせは、伊那谷の農産物を使用して付加価値を持ったものを自社工場生産、開発、製造し、道の駅南アルプスむら長谷で販売することにより採算を取っています。

2月14日に視察した生坂村農業公社特産品開発部に所属するかあさんの家は二十歳から80歳の女性約30名により運営されており、村の農産物を使用した食堂事業、村の農産物を使用して付加価値を持った特産品を自社工場生産、開発、製造、販売しています。全員が給料——月給10万～20万円を受領し、黒字経営を維持するため毎月事業の評価、分析により商品開発、経営、運営を行っています。若い世代がリーダーとなり年配の方を運用し、お互いにやりがいを感じています。

今言った企業組合に勤めておられる方は、私が思うに最初からずっとそこにおられるんじゃないかと思うんですが、その人たちの管理、ちゃんとその辺ができていますか。

生坂村では、毎月ですよ、毎月そこで評価、分析して、新しい商品を毎月作っているわけじゃないんですけど、どのようにしたら黒字経営ができるかと、要するに村民のために何ができていうのを常に考えてやっているわけです。

そういう視点でずっと聞いていると、そういう目で見ると、切り口を切ってみると、そういうことが果たして最初からできていたのか、最初の目的はまさにそのとおりじゃないかと思うんですが、そういう視点も含めてお聞きしたいと思います。

○村 長 生坂村の事例については、私も見て、一緒に見させていただいたというか、説明を受けておりますので、あそこはという言い方はありませんが、生坂村では、農産物をやっぱり何とか売って、どこかで販売して、やっぱり村の中での経済を何とかしたい——したいというか、そういう思いから始まっておるといふふうに思います。

あそこは、製造するところと、それから売るところ——道の駅いくさかにありますけれども、これがちょうど近い位置にあって、作ってそこで売る、食堂で農産物を出し、そこに働く女性の皆さんも給料を得て——お客さんは当然来ますから、そういうことができています。

お話を聞いたのは、先ほど言われたとおりでありますけれども、毎月の売上げを月

末に分析して、この部分が足りないからこれはもっと作ろうとか、時期が替わるからこの部分は量を落としてこっちのほうにしようとか、そういう綿密ないわゆる戦術をきちんと練った上で、加工品の生産、それから直売所での販売、それと食堂が一体になってやっているということでありました。そういう意味から言ったら見習うべき点は多いかなと思います。

加工組合の皆さんについては、当然なんですけど非常に専門性に特化されてしまった感がありまして、先ほど言いましたとおり、特に食品衛生というところでは非常に一番気を遣っている皆さんですので、ちょっと私どものそういった点での甘さというか、携わっている皆さんとの綿密な打合せ、次はどうしたらどうなんだっていうようなことを常に綿密にやってこなかったっていうことは、これは事実であります。

ですから、令和4年度からは、課長が毎日ではないんですがしょっちゅう行って、課長が交流センターの長ですから交流センターとも結びついて話をしていますし、それとともにつくっチャオのほうにもこれを伝えて話は聞くようにしておりますが、まだその効果等も出ていないと、こういうことであります。

○2 番 (松村 利宏) 今答弁をお聞きしましたが、やはり先ほどから申しています村の6次総合計画から戦略、それぞれの計画、それからさらにつくっチャオができた目的、これを全部換算して見てみますと、戦略的にどのようにやっていくかと、中期的もしくは短期的でも結構なんですけど、毎年新たなものをどうやっていくとか、そういうことをコントロール、もしくは誰が指示しているか、目的に合致して、それを全く——全くっていうわけじゃないんだけど、行政が考えていなかったっていうことでよろしいんですかね。

○村 長 考えていないっていうことではなくて、何ていいますか、企業組合と加工組合が今携わっている部分は、生産量に特化されたもの、ジュースの加工、それからジャム加工等に——先ほどの新しいものもありましたけれども、そういうところに集中しておるといふことと、これ以上のものはどうも受け切れない。

それと、つくっチャオっていうのは御存じのとおり受託加工もしておりますので、そういうことも考え併せていただきたい。

それで、受託加工をしていかないと、やはり採算の問題もありますので、そうしていくとどうしても新しいものを開発していこうってところになかなか特化してエネルギーが働かないっていうか、そういうことはあったんではないかなあというふうに思っております。

○2 番 (松村 利宏) ちょっと今の答弁は、ちょっとよく分からないんですけども、そもそもこれは村の施設ですよ。村が目的を持って造ってやっていくってことなのに、加工組合がどうのこうの言っていて村は何もできませんでしたっていう答弁は、最初の目的、つくっチャオを造った目的からして全く相反することだと思うんですが、それでよろしいんですか、村長。

○村 長 1つ忘れておりました。大事なことであります。
やはり農産加工ばかりじゃなくて、あそこのつくっチャオの施設を使って新しく

物を作っていきたい——当然、加工食品なんですけど——そういう意味で地域おこし協力隊の雇用を特化して3年前からずっとやっております。

それと、去年からはお二人の方に集落支援員となっていて、加工をまず勉強してもらっているという段階でございます。

ですから、全く村はやっていないわけではなくて、そういうことを目的に、あるいは熱意のある人、技術としてやったことのある人、こういうところの皆さんの力も入れて、あの施設を使って何とか現状を打開するではないんですけど、そういう意味で村もやってきてはおりますので、加工組合にお任せして何もなかったわけではないというふうにお願いしたいと思います。

○2 番 (松村 利宏) ちょっとよく理解できないんで、また後で出てきますんで、同じような質問になるかもしれませんが、ちょっとその辺は理解してお聞きください。

次に行きます。

中川村公共施設等総合管理計画では、農産物加工施設つくっチャオの取得年度は2009年、耐用年数が60年となると2069年が耐用年数となり、建て替えを2060～2069年にライフサイクルコストと費用対効果に基づき検討することになります。

今後46年間使用しなければなりません。中長期的な運用を考えなければなりません。これについて中長期的な運用の方針、これをお聞きしたいというふうに思います。

これは46年が正しいかどうか、今ある村の計画のやつを見てやっているんでちょっと違うのかもしれませんが、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

今言ったいろいろ問題点がいっぱい、最初のつくっチャオを造った目的からしたら全くできていない項目がいっぱいあるわけですね、できている項目もありますけど。そういう視点で見たときに、この辺を今後どのような方針で行くのか、しっかりと聞きしたいと思います。

○産業振興課長 中長期的な運用の方針についてであります。まずは施設のな面についてでございます。

平成20年の農産物加工施設の方針の際には、チャオ周辺整備としまして片桐診療所の開設、チャオ内地場センターの改修などと併せて計画策定が行われたという経過がございます。このように、つくっチャオ単体ではなくチャオ周辺の整備も含めて中長期的な展望を持ちながら検討を進めていくと、こういった必要性はあるというふうに考えております。

今後予定されますチャオ周辺の活性化につきましては、この検討の中でつくっチャオの将来的なことも見据えながら施設の方針も含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、若干人員的なことでありますけれども、先ほど来からも話にあります。中長期的な人員配置や今の企業組合の皆さんの継続性についてですが、正直に言って企業組合の皆さんもかなり高齢化が進んできているという状況であります。加工作業もかなりの重労働でありまして、将来的に世代交代が必要というのは企業組合からもお

話が上がっている状況の中で、村としましては先ほど村長の言いました地域おこし協力隊や集落支援員等の人的な補完を行いながら継続性を図ってきているという状況でありますので、こういった人的な部分も中長期的な運営方針を今後は検討しながら計画していきたいというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) チャオ周辺の活性化も含めて、あの辺をつくっちゃオだけじゃなくて、当然私もそれはそういうことになるかなと思って、後でまたそれも出てきますので、そのときに改めてもう一回詳しく質問させていただきたいというふうに思います。

短期的、中期的なつくっちゃオの運営は、つくっちゃオの目的である農産物の付加価値を持ったものを開発、製造して村を活性化するに対応できる施設利用者の選定を行うことが必要だと考えますが、どうでしょうか。

現在行っている作業を全て否定するものではありません。新たに農産物の付加価値を持ったものを開発、製造する人材を配置することを提案します。

今、既に村長それから課長のほうからそれぞれのところはやるというふうに聞いています。

それから、今働いている方もかなり高齢になってきたということで、人材のところを見直していかなきゃいけないというところがあります。

先ほどのところで答弁いただいたかあさんの家のところでは、20代から80歳代の方30名が目的を持って、しかも毎月分析、評価して一生懸命働いています。

そういう視点で、今言われた人材、高齢化になってきたので、その人たちは交代するのではなくて、その中で逆に若い人たちがイニシアチブを取って、その指揮下で動く、そういうところが極めて重要じゃないかと思えます。要するに、一貫性を持って、しっかりと何を目的として——目的はあるわけですから、それ対してどのようなことをやっていくんだというのを毎月評価、分析してやっていくということが人材を配置するというところで考えていますが、どうでしょうか。

○産業振興課長 まず次年度の農産物の加工についてお話をさせていただければというふうに思います。

次年度の予定としましては、加工施設を活用しまして新たな商品の製造が予定されているという状況であります。具体的に言いますと、昨年議員の皆さんにも試食していただきました棚田アイス、こちらの拠点施設としての活用ということを考えています。そのための設備対応などは現在進めているというような状況で、このような民間活力の注入による活性化というものに期待をしているという状況であります。

あわせて、人材の面についてのお話であります。

私も生坂村のほうの視察に同行させていただいて、今、議員のおっしゃられたように20歳代から80代までが生き生きと働いているというのは非常に驚愕しながら帰ってまいりました。

先ほどもお話をさせていただきましたように、現在生産を担っている企業組合においては高齢化や担い手不足というものに直面し苦慮しているという状況にございます。

村のほうとしましては、こういった新たな人材の導入であるとか、現在の方の今持っている技術をそのまま次の世代に引き継いでいただけるような、そういった技術の継続性というのは非常に重要だと考えておりますので、村のほうとしてもこういった人員配置であるとか人材の導入については積極的に関わっていく必要があるというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) 今答弁いただきまして人材のところを言っていたんですが、もう一つちょっとお聞きしたいんですが、機械を扱っているんで非常に安全管理も重要だということと、所要のものも作らなきゃいけないということで熟練者が必要だというのは分かるんですが、これは組合の人たちも相当人材を入れ替えてやってくるべきだったと思うんですが、それが全くされていなかったということと理解してよろしいのでしょうか。

○産業振興課長 人材の導入については、組合のほうとしても各方面に働きかけを行ってきたという状況はこちらのほうとしても認識しております。

ただ、やはり加工施設の作業を行っていただく方というのは、ちょっと前の質問にもつながってきますが、やはり季節的な面が大きいというところがあります。リンゴであればリンゴを収穫してから冬の間加工する、柿であれば秋の時期だけということで、季節的な雇用ということが非常に大きな課題であるというふうに企業組合の皆さんも、そしてこちらのほうもそういうふうに認識しておりますので、こういった面を何かクリアできるような方法があつて人材を配置できるというのが理想かなというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) ちょっと切れがいいというか、ちょうどというわけでもないんですけども、切れがいいので、ここで今回は終了させていただきます。

今年度の分析結果も出てくると思うので、それをお聞きしながら、また続けて次回やらせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長 これですべて松村利宏議員の質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました2問について質問いたしたいと思えます。

1つ目は「デマンドタクシー「チョイソコなかがわ」本格運行に向けて」ということとでございます。

チョイソコは、愛知県にあるメーカーが交通弱者や高齢者を対象に外出促進と健康増進を目的に開発、運営されているデマンド型交通の名称というふうに判断しております。

実は、最近住民の方から沖縄県宮古島へ旅行に行った際に中川村と同じチョイソコが走っていてびっくりしたというお話がありました。チョイソコが中川だけで運行しておることと想像していらっしゃる方は本当にびっくりしたかなあというように思っておるんですが、実は、チョイソコにつきましては本年1月現在で実証試験中の

ものも含めて北海道から沖縄県の全国 51 の自治体で運行されているそうであります。長野県でも中川村のほかには佐久市で運行がされております。

中川村では昨年 10 月より実証運行が始まり、村内でもチョイソコなかかわが走る姿をよく目にするようになりました。高齢者の方々だけでなく、高校生の利用者もあるようで、村長が期待をしていた幅広い年代の人に利用してもらいたいという形になってきているのかなと思っております。

運行開始から 5 か月が経過し、4 月からは村内巡回バス運行が朝夕のみとなり、チョイソコが本格運行することになりますので、現在までの運行状況と今後について伺いたいと思います。

まず実証運行開始からの実績を伺いたいと思います。

村の公共交通計画では利用者を令和 8 年目標で月平均 211 人としていたと思いますが、現在までの実績として、現会員数、利用者数、利用者の年代、主な利用目的地等について分かる範囲内で結構ですのでお願いしたいと思います。

また、現段階でのチョイソコに対する村長の感想、評価についてもお伺いしたいと思います。

それでは、私から実証運行中の実績についてお答えをしたいと思います。

令和 5 年 2 月末現在の会員登録者数は 303 人であります。

性別の内訳は、男性が 100 人余り、女性が 200 人弱の登録であります。

年代別を見ますと、65 歳以上の高齢者が 183 人と、全体の約 60%をしましております。

利用者数ですが、運行を始めた 10 月の利用者数——運送人数であります、これが 313 人でありました。

先月の 2 月につきましては、利用者数——輸送人員が 438 人となっております。

2 月までの平均利用者人数につきましては月 400 人ほどとなっております、5 か月間の運行日数は 97 日、利用者人数が延べで 2,004 人、1 日平均の利用者は 20.6 人となっております。

当日予約が可能となりまして車両も増やしたことから、目標値であります月 220 人の利用を上回っております。

村内外の利用割合につきましては、発着のどちらかが村外のバス停だった件数につきましては 700 件で、全体の 17.5%となっております。

ちなみに、村外で利用が多かったのは飯島駅、次いで伊那大島駅、そして松川高校というような形であります。

今までバスの運行がなかった時間帯での高校生の利用が多くなっております。

5 か月間の利用実績を見る中で、村の評価としては、担当としてはおおむね良好というふうに判断をしております。

感想といたしますか、どのように評価をしているかということですが、今、課長のほうが申し上げたとおりでございます。

実は、年 2 回、チョイソコの運行に関しては運行前に全体の中で関係者が集まって

協議会を開き、つい先ほども委員の皆さんに集まっていただいて報告を申し上げ、それからいろいろ御意見を伺っております。

改良すべきところは、便利なんですけど、1 人予約をすると、つまり乗車の相乗りということがなかなかうまくできていないんです。1.3 何人だと思えますけれども、そんな数字なんですね。だから、一番いい方法は、途中で拾って、行くついでにというようなことにして複数乗車が可能になってくると非常に効果が発揮されるだろうと、これは AI を使って動かしていますから、ここら辺のところの期待感が大きいということです。

それと、もう一つは、何ていいますか、当たり前なんですけど、高校生に非常に評判がいいんです。高校生にも感謝されているようですので、私もバスでたまに通うんですけど、運転手さんに聞くと、高校生にうんとお礼を言われちゃったよというようなことを伺っています。今までは気兼ねして、アルバイトで途中で帰るときも、おうちの方を呼んで、それで迎えに来てもらってというパターンが多かったんですけど、これを使うことによってその必要もないということで、逆におうちの方も喜んでいるのかなとは思いますが、そういう意味では子育て支援にも何か役に立っているのかなと思います。

ですが、ちょっと先ほど言った複数以上の相乗りができるように、これからは経験値を積みながら、やっぱり乗り方も考える必要があると、こんな評価であります。

○ 1 番 (片桐 邦俊) 今、課長それから村長から実績、評価をお伺いしたわけでありまして、私ども、いずれにいたしましても月平均 400 人以上が利用されておるということで、私も予想以上の好成績であったのかなというように感じました。

ただ、先ほど村長からもお話がありましたけれども、いわゆるデマンドタクシーでありますので、乗り合いという意味でありますので、やはりそこら辺のことがこれからの課題なのかなあと思っておりますし、チョイソコの語源を聞いてみますと、ちょっとそこまで御一緒にというのがチョイソコの語源のようでありますので、こんな部分の中では、ぜひ乗り合いという部分はうまく調整がつくような格好で、AI でありますので、そんなことを期待していきたいというように思っております。

そして、今、村のほうの評価はお伺いをいたしましたし、また、今、高校生の皆さん方の感想等もお聞かせいただいたわけでありまして、利用者の評価については本格運行後の集約になってくるのかなあというように思っております。チョイソコ運行後、実際に住民が移動しやすくなったのか、外出機会が増えたのかを点検する必要があります。

村の公共交通計画ではアンケート調査等の実施が必要になる項目については令和 6 年度に 1 回とするというようになっていると思いますが、利用者からの意見の集約を令和 5 年度内に実施してはどうかと考えます。

利用者の目線で安心して利用できる運行とするためには、移動、運行ルール、それから停留所などを随時見直していく必要があると思いますが、村の考えをお伺いします。

○地域政策課長

○村 長

○地域政策課長

先ほど村長の感想の中でも述べておりましたが、今のところ利用者からの声は運転手経由で担当のほうに届いている状況であります。

公共交通計画では、中間年の令和6年度と最終年の令和8年度にアンケート調査を行い、総合的な満足度80%を目標値として設定しております。

チョイソコの停留所の当初設定箇所につきましては、昨年の地区総代さんらと協議して名称及び場所を設定しております。また4月からの本格運用前に、再度、要望確認調査を行ってきました。

また、昨年11月に開催されました商工会との産業懇談会の中で出されました要望では、たとえ近くにバス停があっても高齢者には国道を横断して歩くには困難な場合があります、商店にも停留所を設定してほしいとの御意見をいただき、商工会を通じて停留所の設置箇所希望を取りまとめまして、利用者から直接届いた要望も考慮しながら、4月から新規追加で商店を中心に15か所の追加、1か所の名称変更をすることといたしました。

これによりまして、4月からは既存のバス停72か所、チョイソコ専用の停留所箇所が104か所の村内計176か所となります。高齢者なり要件を満たす方は直接御自宅が停留所とできますので、今言った箇所はあくまでも通常の一般利用の方々が利用できる箇所となります。

先ほど議員さんもおっしゃったように、キャッチフレーズであります「チョイトソコまで、ごいっしょに」と気安く利用できるように、利用者の声が届くよう心がけまして、随時意見や要望をいただきながら改善を図っていきたくて思っております。

アンケート調査につきましては、目標値確認に必要な項目や交通政策に関する項目を含めて重要なものと考え、中間年である令和6年と最終年である令和8年に計画どおり行いまして意見、要望を把握していきたくて思っております。

10月からの実証運行が一応今月で終わり、4月から本格運行に移るわけですが、実証運行期間が終了することもありますので、3月末から4月中くらいをめどに利用者の声を聞く機会を設けてもいいのではないかと考えております。簡単なアンケート方式のものを実施して、利用者からそういったアンケートを取りまして、令和5年度の公共交通会議で報告などを行いまして、課内及び関係部署、特に保健福祉課関係の福祉の分野ではありますが、そういったところと協議し、検討していきたくて考えております。

○1 番

(片桐 邦俊) 今、課長からお答えいただきましたけれども、特に停留所関係については改めて商店関係を含めてまた増やすということの中で、通常の停留所については176か所という大きな数になっておるわけであります。

私は、ちょっとほかのところ、先ほど言った51か所全部は見られませんでしたけれども、ほかの自治体の停留所の数等も見ましたけれども、ここまでの停留所を持っているところはなかなかないわけであります。ですから、かなり十分な停留所になっておるのかなあというふうには思っておりますけれども、これにつきましても、やはり利用者の意見等もお伺いする中で、また検討すべきところは検討いただければ

なあというふうを考えております。

また、アンケートは、しっかりしたアンケートは6年度、本格運行の1年後で結構だと思えますけれども、先ほど課長のほうからお話があった利用者に対しての聞き取り調査でも結構でありますので、ぜひ、簡単なそういった評価調査につきましては5年度が始まりましたら早々にお願ひできればなというふうに考えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて、今まではコロナ禍の影響もありまして、逆に高齢者の皆さん方も外出を控える傾向があったかというふうに思われますけれども、今後、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に引き下げられる予定であり、徐々に住民生活も外出する機会が増えてくると考えられます。

4月からは昼間の巡回バスの運行がなくなりますが、チョイソコの利用者数についてどのように村としては見ておられるのか伺いたく思います。先ほど、1日平均、現在の段階では20名ちょっとというような話がありましたけれども、増えていく可能性があると思っておりますが、そんなことを含めてお考えがあれば、お願ひしたいと思っております。

○地域政策課長

現在、チョイソコが実証運行を始めました10月以降の昼間のバスの利用者の利用実績から申し上げますと、朝夕の高校生を主体とした通学バスや朝晩のスクールバスの時間帯を除きますと、10月から2月までの北回り線、南回り線、東西線の3路線の利用者数は766人となっております、1日平均7.6人となっております。路線別では南回り線が1日3.8人、北回り線が1日3.3人、東西線が1日0.8人となっております、極端に増える可能性は低いと考えております。

逆に、今使っていただいている高校生、新年度の施策の中にも載っていたかと思っておりますけれども、令和5年度から高校生に巡回バスの定期を無料交付する予定であります。そうしますと、高校生の利用がそこは増えてくるのではないかと考えております。特に午後の利用、朝はやはり時間帯が決まっておりますのでその時間帯の巡回バスなりで通学するかと思うんですが、帰りは、部活をやる子、もしくは学校のテスト期間等で早く帰る子、そういった高校生の午後の利用がされに増えてくるのではないかと考えております。

○1 番

(片桐 邦俊) 今回、昼間の巡回バスの運行がなくなるわけですが、それほど大きな影響はないというお話が今ありましたので安堵しておるわけですが、その中で、現在チョイソコのドライバーとして役場の正職員の方も実は携わっている状況にあるというふうに思っております。公共交通ドライバーの村の基本的な考え方と巡回バス等も含めてのドライバーの人材確保について村のお考えをお伺いしたいと思っております。

○地域政策課長

昨年の4月、令和4年度からですが、バス事業の運転業務がNPO法人から村の直営に移りまして、昨年12月までは5人の会計年度任用職員でバス運行業務を行ってきました。

10月からチョイソコの実証運行が始まりまして、当初はチョイソコの運転手として

2名の方を任用職員として予定しておりましたが、お二方ともそれぞれちょっと御都合によりましてそれが不可となってしまいました。

また、バス運転に従事していた会計年度任用職員も急遽 12 月末で退職となりまして、人材不足が発生したといった状況であります。

そういうことで、急遽、1月からは近隣の観光バス会社で南回り線の運行業務を受託していただき、今は対応している状況であります。4月以降も引き続き南回り線は委託をする予定であります。

バス及びチョイソコの運転につきましては、2種免許所有者か福祉有償運送運転講習及びセダン等運転者講習の受講を終了した者でないと運転ができないため、現在はバス運転手4名と資格保有者の役場の職員3名で調整して運行しております。これはあくまでも緊急な対応でありまして、4月からは会計年度任用職員2名を増やせる見込みでありまして、また朝夕の巡回バスの運行時間以外はバス運転手も勤務時間内に交代で対応が可能なことから、担当職員の対応は基本的にはなくなる予定であります。

また、現在のバス運転手の後継者確保も必要なことから、次年度には運転手確保のための募集をかけていく予定であります。

○1 番 (片桐 邦俊) 今現在の巡回バスなりチョイソコのドライバーさんのお話を聞くと、やはり年を取ってきたんでっていう方もやっぱりいらっしゃいますので、ぜひ、後継者っていいですか、人材確保っていう部分につきましてはきちんと村としても対応していただきたいと思いますというように考えております。

ただ、住民の中には役場の職員とのコミュニケーションが取れていいのではないかとというようなお話を逆に伺っておるのも事実でありますので、公務ということも考える中で、また検討していただければなというように考えております。

チョイソコ運行につきましては、みんなで利用して地域の移動手段として運行継続を守っていくという意識が必要に感じております。そのためには、高齢者の方だけでなく、一般の方、高校生等も含めて、さらなる会員の登録促進をしていくべきというように考えております。

そのためには、チョイソコ運行窓口の地域政策課と高齢者対応の保健福祉課とのさらなる連携が必要であり、地区総代や民生委員の方々にも協力いただき推進していくことや、チョイソコをさらに知っていただく機会として昨年 11 月の村の文化祭の折にチョイソコ乗車体験等が実施されたようでありまして、今後も村イベント等の折には乗車体験等を実施して周知していくことを提案したいと思います。村のお考えをお伺いしたいと思います。

○地域政策課長 御提案のとおり、未登録者及び未利用者へのアプローチは様々な機会を見て行い、特に高齢者につきましては、保健福祉課と連携を図りながら、外出の機会的手段として利用していただきたいと思います。

また、まだ免許を保有して運転ができることから利用の方法を知っていただき、急な心身の変化によりまして御自身での運転ができなくなっても移動の手段として活用できるように広報してまいります。

また、その便利さが利用された方々から口コミで広がっていくことも期待しております。

高齢や身体的にバスやチョイソコの利用が難しくなってきた場合は福祉の事業への移行に遅延なく対応できるよう連携に努めてまいりたいと思っておりますし、現在車両をリースしております長野トヨタとは包括連携協定を結んでおりまして、来年度は運転シミュレーターの実施や車両乗車体験会を計画しておりますので、そういった機会を通じてさらなる利用者の増につなげていきたいと考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ会員数の拡大に向けて御努力いただきたいと思っておりますし、私も会員には登録したいなというように考えておりますので、お願いしたいと思います。

続いて、実は先ほど利用者からのアンケート集約につきまして質問させていただき、見直しについても質問させていただいたわけでありまして、愛知県のある自治体のチョイソコに対する利用満足度調査のアンケート結果を見ますと、全体を通しては84%が「満足」「まあまあ満足」という回答でした。しかし、項目ごとに見ると、運行日では37%、運行時刻では38%、停留所では24%が「満足していない」「あまり満足していない」という回答結果であったようです。

特に運行日につきましては、やはり中川と同様に土日祭日は運行しないということになっておりますし、運行時刻ですが、中川よりも短い午前中9時から午後は16時までというような運行時間の自治体でありますけれども、こういった結果であったようであります。

中川村でも運行範囲も含めて様々な要望があるものと考えます。ただ、既存の交通事業者の方々との連携が重要であると思っておりますし、村外の運行範囲拡大等は非常に難しいことは理解しておりますけれども、少しでも住民の方の利便性を考え、今後も既存の交通事業者の方々との情報交換等も含めた話し合いを引き続き進めていただきたいと思います。

○地域政策課長 現在もそうですけれども、チョイソコでは運行時間や運行エリアの希望する全てをカバーすることはできませんし、乗降の際の身体介助等もできませんので、それぞれに合ったよりよい使い方の提案は、例えば福祉の関係であれば保健福祉課とも連携していきたいと思っております。

また、議員がおっしゃられるように、住民の利便性向上のため、交通事業者とは引き続き協議、連携を行いまして調整を図っていくように努めてまいりたいと思っております。

やはり、特に村外の場所での利用っていうものが前々から要望は出ておりますけれども、公共交通会議での同意をもって新たな停留所等の設置ができるというような形になっておりますので、そこら辺は交通事業者との連携、調整を図っていかざるを得ないという部分がありますので、引き続きそこら辺は行っていきたいなと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お答えいただきましたけれども、私も運行日や運行時間についてはなかなか動かせないのかなと思っております。ただ、いわゆる村外等への運行範囲

でありますけれども、こんな部分につきましては、今お話があったとおり、既存の交通事業者の皆さん方とは、これからも引き続きお話し等を含めて、よろしく願いをしたいというように考えております。

いずれにいたしましても、チョイソコながわでありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、村民の足の確保、これをもう将来にわたって確保していくんだってということの考えの中でやはり運営をしていかないといけないというふうに思っておりますので、ぜひそんな部分は役場としてもしっかりと対応していただきたいと思いますというように考えておりますので、お願いをいたしたいと思っております。

続きまして次の項目に入りたいと思っております。次は「動力光熱費・諸資材費高騰に対する農業者支援の継続について」という内容でございます。

9月の定例会の一般質問で私は肥料、資材等の価格高騰に対する支援について質問いたしました。

中川村として燃料価格高騰負担軽減支援事業の継続、また農業資材価格等高騰対策支援交付金を設定し、現在対応していただいておりますけれども、燃油、電気、諸資材の価格高騰は長期化が懸念されており、農家は大変厳しい経営に直面しているのが実態だと思います。

特に、長野県はキノコ産地ですが、菌床キノコ培地資材が高騰しており、県独自に昨年4月から今年3月1日までの出荷物を対象に価格高騰分の一部を補填する対策を組み、対応していただいております。

さらに、キノコは温度調整のために電気使用量が多く、電気料金高騰が経営に大きく影響しております。

実は、先ほど申し上げた農業資材価格等高騰対策支援交付金につきましては今回の補正によりまして上限を高くしていただいておりますけれども、これはやはりキノコ農家の支援なのかなというように判断はしております。

ほかにも、今後また、ほかの果樹を見ましても5年度には大変いろいろなものが値上がりをしていくという状況になっておりまして、果樹関係でも農薬がこれで5年度から上がります。果樹の栽培の農薬を見ますとほとんどが10%~20%の値上げという形になるかと思っておりますし、果樹の肥料についても元肥、追肥ともに30%~40%の値上げであります。

また、ここでまた水稻の元肥等の価格を見ましても50%近く高騰しております。

これは全て予約価格の前年比ということで御理解いただきたいと思いますのですが、全てのもものが値上がりをしていくということです。

それから、段ボールや副資材関係も軒並み値上げとなる状況になっております。

一方で、農産物の販売価格は、国内外の生産状況や国内産地間の生産量、品質、需要バランス等に基づき形成される相場に左右される部分が大きいため、動力光熱費や農業諸資材価格高騰を販売価格にしっかり転嫁できない構造になっているのが一般的であります。

このような状況下では、農家数の減少、生産量の減少に加え、新規就農者の減少に

もつながりかねません。日本の食料安全保障の点からも大きな課題であると考え、質問いたしたいと思っております。

まず、財源の問題はありますけれども、今後も農家の実態を十分把握しながら必要に応じて村独自の支援の継続を検討いただきたいと思います。

本定例会初日の村長の御挨拶の中にもありましたけれども、令和5年度基本方針の説明の中で燃油、電気、資材関係の高騰支援に対しては状況に応じ予備費等で対応する旨の説明がありましたが、再度、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○村長 村は、燃料価格高騰負担軽減支援事業及び農業資材価格等高騰対策支援交付金を中心として、各種補助事業の有効活用を行う中で農業者の支援を行っております。

各事業の詳細につきましては、もう説明をさせていただきましたので細かくは申しませんが、例えば燃料価格高騰負担軽減支援事業、これは今制度をつくってやっております。今、議員もおっしゃったとおり、施政方針を説明させていただく中で表明いたしました。今後も高騰傾向が続くのは見て取れますので、その時々にならう、時期にかなう支援を継続し、補正予算で対応していきたいということでもあります。

特に今回思いましたのは、何ていいますか、キノコ農家のやっぱり大変さといいますが、電気料、燃料、これを両方、年がら年中という言い方はありませんが、使っているということでありまして、当然、キノコだけではなくて、トマトを作っている施設ハウス栽培、施設栽培をやっている企業もそうですけれども、こういうところも大変だなあというふうに思っておりますので、今申しあげたとおりのことをしてまいります。

それから、農業資材価格等高騰対策支援交付金事業でありますけれども、これにつきましては、もう説明をするまでもなく、今、15日ですか、決算がもう確定してまいる時期でありますので、随時受付をして交付を範囲の中でしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、議員が先ほどおっしゃいましたけれども、村は果樹農家が非常に多くて、農薬の値上がりを非常に聞いております。これは上伊那の農協の中では特異なものではないかなと私も思っておりますので、そういった段階です。

それから、農薬だけでなく、出荷の段ボール、個々の野菜農家も自分の段ボールで出しているところもあろうかと思いますが、ほとんど中川村の果樹農家は、言い方は変なんですけど、自分のところでお客さんを抱えていますから、この資材値上げが非常に痛いだろうというふうに思っておりますので、このものは、農薬の高騰とともに、いわゆる資材の値上がりという面で注視をしていきたいということでございます。

それで、トータルで申しますと、やはり世界の経済情勢はどうも好転の兆しが見られないというのが実態ではないかなというふうに思っておりますので、こういう中では、高騰はまだ続くし、当然、化学肥料も、どうも——ベラルーシはカリウムですか、化合物のカリウムの肥料はベラルーシとロシアっていいましたかね、そこが大きいというふうに聞いておりますので、これだけではなくて、中国で作っているものも当然値上がりするでしょうし、そういう意味では高騰の状況を引き続き見ながら継続支援

○1 番 行っておりまいます。
(片桐 邦俊) 今、村長から御答弁いただきました。
村長も心配しておりますキノコの農家でありますけれども、上伊那郡下でも過去にはかなり多くのキノコの法人があったわけでありまして、今、ブナシメジの法人は、もう上伊那の中で4件だけになりました。そのうちの2件が実は中川村にまだ残っておるわけでありまして。あとは駒ヶ根と宮田に1件ずつということで、やはり村としても農業生産額が大きいキノコでありますので、ぜひこんな部分も支援をしていただきたいと思いますというふうに思っております。
また、村のほうでは農業の収入保険につきましても大分助成をしていただいておりますが、経過があるわけでありまして、残念ながら、この収入保険につきましても、こういった資材関係、燃料関係が上がっても、それはほとんど関係してこない、それで手取りが減っても関係してこないということでありまして、あくまでも農業の販売した収入の下げ幅に応じてということで、あまり資材関係の価格高騰は影響しませんので、ぜひそんなことも含めて、この支援につきましても継続をお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。
続いて、同様のことになるかと思っておりますけれども、食料安全保障に欠かせない持続可能な農業生産には適正価格の実現が必要だというふうに考えております。
そんな中で、フランスである動きが起きております。それは農業者の報酬保護のための法律であるエガリム法という法律が施行をされたことでもあります。
エガリム法という法律につきましても若干説明しておきたいと思っておりますが、これは農家の収入を守るために農産物の買手となる食品事業者と契約を結ぶ際のルールを定めたもので、農家が買手に販売する際は書面での契約を義務化し、契約内容は農家側が提案し、価格決定の際に生産費を考慮しなければならないことも盛り込むというものであります。
我が国でも食料・農業・農村基本法の見直しで適切な形成の実現が主要論点に浮上しておるのも事実でありますし、そういったことから、農水省でもエガリム法の調査に動き出したようであります。
フランスの制度が日本の農産物取引のモデルになるかは甚だ疑問ではあります。しかし、生産コストの増加に見合った適正価格の実現は本当に容易ではありません。本来はこのことについてこの場で質問、またお願ひをしたかったわけでありましてけれども、実は、賃金が伸び悩み、物価高も重なり、冷え込む消費に対して、価格転嫁は悪循環となることも考えられます。このことについては時期を見て改めて質問、お願ひをしてまいりたいなというふうに思っております。
当面はさきの支援対策が必要であり、これは農業だけでなく、村内事業者や個人も同様な状況であります。村の限られた財源だけに頼るのではなく、広域連合とも連携しながら県等に対して高騰対策をしっかりと要望いただきたいというふうに考えますけれども、村長の考えをお伺いしたいと思います。
○村 長 昨年 12 月 7 日に長野県の打ち出しました価格高騰緊急対策を含む長野県総合経済

対策、これを出したわけですが、その中では、生産資材価格高騰の影響を受けるキノコ生産者の事業継続を支援する生産資材価格高騰分の一部助成ですとか、国の肥料価格高騰対策事業における化学肥料の削減状況に応じて県が段階的に上乗せ補填をする支援などをはじめ、農業者の経営継続支援が行われております。

引き続きの支援については、各段階で県に対して要望するとともに、SDGsの観点からも県内の農業の持続可能な生産実現のための取組に対し支援、啓発を行っていく問いふうになっております。

長野県では県内の 77 市町村と共同で長野県みどりの食料システム戦略推進計画の策定に向けて今準備を進めておるといふふうに聞いております。本計画については、県内において促進していく環境負荷低減事業活動に関する目標や事業活動の内容、特定地域基盤確立事業、流通及び消費の促進に関する事項などを明確にして、県内の農林業者が取り組む環境負荷低減の取組を促進することにより県内農林業の持続的な発展や食料安全保障の確立に寄与するといふふうなために策定をするといふふうに聞いております。

そういうことでございますので、この計画に注目をするとともに、今後の策定に向けて、私どもとしては県との共同を進めて、国のみどりの食料システム戦略とともに村内への周知を図るなどの方策を取ってまいりたいと思っております。

そういう意味で、町村会ですとかも当然——町村会は農業を主になっているところが大きいものですから、これらの中での部会を通じて長野県等にも要請をしていくと、当然、全国町村会もこのことについては大きな課題として、国、特に農林水産省のほうでありますけれども、いつもこういう課題では要請をやっておりますので、私どもとしたりこういう場面を通じて活動を一緒にしていくという考えであります。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長から答弁いただきましたけれども、ぜひ今後は、農業だけでなく、先ほど申したとおり商工業の事業者あるいは個人に対してもそういった支援ができますよう検討を十分していただきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願ひます。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 2 時 4 2 分 散会]